

平成 28 年 12 月 16 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10 時 5 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、20 日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

なお、補正予算のうち、人件費の説明は警察本部を除き、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので、御了承ください。

《総務部》

◎桑名委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、議案について、総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、この後に行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より田村教育長、警察本部より上野本部長が同席をしております。

◎梶総務部長 総括説明に先立ちまして、「職員の懲戒処分」及び「扶助料の寡婦加算の支給誤り」について、御報告を申し上げます。

まず、職員の懲戒処分について御報告を申し上げます。本年 10 月 4 日に、幡多福祉保健所の臨時的任用職員が、飲食店で飲酒後、帰宅するために自動車を運転し、途中立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場において駐車中の第三者の車両に対する物損事故を起こし、その事故報告を警察署等にすることなく、事故現場を立ち去ったという事態が発生しました。このことから、この職員を 11 月 15 日付で懲戒免職処分としたところでございます。今回の処分を踏まえまして、今後このような事態が繰り返されることのないよう、飲酒運転の根絶と綱紀の粛正について、改めて全庁に通知したところです。

次に、扶助料の寡婦加算の支給誤りについて御報告を申し上げます。共済年金制度の開始前に退職した元職員の御遺族に支給をしております扶助料の寡婦加算について、支給されていない事案が 3 件あることが判明しました。この支給誤りの原因としましては、裁定、支給開始の際に、本人から寡婦加算の調整対象、減額対象となる公的年金を別途受給して

いる旨を記載した書類が提出されておりましたけれども、実際には調整対象とならない公的年金を受給されておりました、そのことを十分に確認しないまま調整、減額を行っていたことによるものです。今後の対応としましては、裁定時期にさかのぼりまして、未支給の寡婦加算相当額の支給手続を順次進めてまいります。

今回の職員の不祥事及び事務手続の誤りについて、いま一度職員一人一人が県政全体の信頼にかかわる重大な問題として受けとめ、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するように努めてまいります。公務に対する信頼を損なうことになったことについて、議会、県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

各事案の詳細については、後ほど報告事項としまして、人事課長及び職員厚生課長から説明をさせます。

それでは、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要です。お手元の総務部という青いインデックスのついた資料で、表紙に総務委員会資料、議案補足説明資料とある資料をおめくりいただきまして、タイトルが平成 28 年度 12 月補正予算編成の概要という資料をお願いします。

まず、下の（２）歳出の表ですが、今回の補正予算では国の経済対策に対応した公共事業を中心とする経済対策分と、牧野植物園の磨き上げや高知家健康パスポート事業の充実に要する費用など通常分とに分けて記載をしております。一番下の行、総計（１）＋（２）の欄の中ほど小計（Ｂ）の欄をごらんいただきますと、総額で 109 億 592 万 8,000 円の増額補正となっております。

歳出の内訳ですが、（１）経常的経費が小計（Ｂ）の欄です。４億 3,300 万円余りの減額となっておりますが、これは主に人件費について、時間外勤務手当や勤勉手当の改定に伴う増額があったものの新陳代謝等による減額幅がそれを上回ったことによるものです。

（２）投資的経費は 113 億 3,900 万円余りの増額となっておりますが、主な内容としましては、先ほど申し上げました国の経済対策に対応するための事業費の増額とあわせまして、通常分に計上しております当初予算の普通建設事業費について、国からの内示状況を反映させるための減額をするものです。

これらの歳出を賄う上の表の（１）歳入の補正ですが、中ほどの（２）番、特定財源の小計（Ｂ）の列ですが、112 億 3,100 万円余りとなっております、内訳としましては、国庫支出金が 66 億 2,200 万円余り、県債が 39 億 7,500 万円、その他が 6 億 3,400 万円余りとなっております。

上段の（１）一般財源は、補正額から特定財源を除きますと 3 億 2,500 万円余りの減額となっておりますが、これは人件費が所要額を下回ったことなどによりまして、補正予算全体で生じた余剰財源を将来の財政負担に備えるため基金からの取り崩しを減額する。つまり、基金に積み立てようとするものです。

以上、簡単ですが、今回の補正予算の概要です。

続きまして、総務部から提出しております議案について、御説明をさせていただきます。

まず、第1号議案、平成28年度高知県一般会計補正予算の所管分ですが、お手元の資料で右上に②とあります「高知県議会定例会議案説明書（補正予算）」の5ページをお開きいただきたいと思っております。総務部補正予算総括表というタイトルの資料です。今回、補正予算でお願いするのは、一番下の行の計の真ん中にあります補正額のところですけれども、一般会計の総額で3億712万4,000円の増額です。このうち、時間外勤務手当を除く人件費については、各課共通事項となりますので、私から一括して御説明を申し上げます。人件費補正の主な理由ですが、今議会に上程をしております職員の給与に関する条例の改正案に係る期末勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもの及び人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更等によるものです。資料には記載しておりませんが、総務部では、時間外勤務手当の2億3,600万円余りを含めまして、人件費全体で2億9,500万円余りの増額となっております。

次に、条例その他の議案です。お手元の冊子で右上に③とあります「高知県議会定例会議案（条例その他）」の表紙をめくっていただきまして、目録をお願いします。条例議案としまして、総務部からは、第9号から第12号までの4件を提出させていただいております。また、その他の議案としまして、第17号の1件を提出させていただいております。各議案の詳細については、後ほど担当課長に説明させます。

次に、報告事項です。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスが張ってありまして、資料が総務委員会資料、報告事項という資料をお願いします。今回、御報告しますのは、政策企画課及び文書情報課から「県立図書館跡施設の利活用について」、人事課から「職員の懲戒処分について」、職員厚生課から「扶助料の寡婦加算の支給誤りについて」、税務課及び管財課から「税外未収金対策及び債権管理条例（たたき台）について」、市町村振興課から「高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成時期の見直しについて」、統計課から「平成23年高知県産業連関表の概要について」の6件です。詳細については、後ほど担当課長に説明させます。

次に、主な審議会等の状況について御説明をさせていただきます。先ほどごらんいただきました報告事項の資料の赤いインデックス、審議会等と張ってある資料をお願いします。表題に、主な審議会等の状況と記載された資料になります。今回、御報告をしますのは、高知県公益認定等審議会です。今期については11月18日に開催し、一般社団法人高知県柔道整復師会の公益認定申請について答申が決定されたところです。こちらについては、担当課長からの説明は省略させていただきます。

最後に資料はございませんが、昨年3月に発覚しました東洋ゴム工業株式会社製の大臣認定不適合の免震装置が本庁舎等に使用されていた問題について、御報告します。本庁舎

については、昨年12月に交換工事を開始し、本年4月の業務概要委員会において御説明しましたとおり、年内に交換工事を終え、今年度中に配管等の復旧など全ての工事が完了する予定だと申し上げましたが、その後、順調に工事が進みまして、年内の今月27日までに全ての工事が完了する見込みとなっておりますので、御報告させていただきます。

私からは以上です。

◎桑名委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎桑名委員長 初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 まず、第1号議案、平成28年度高知県一般会計補正予算のうち当課所管分について御説明申し上げます。資料は、青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料の中にあります赤色のインデックス、行政管理課の1ページをごらんください。表題に時間外勤務手当等 予算額・決算額の推移（知事部局）とある資料です。これにより御説明させていただきます。

平成24年度以降の時間外の状況について記載しておりまして、知事部局全体の時間外勤務手当等に係る予算額を当課で一括して計上しておりますが、②補正等の欄のとおり、例年、当初予算の見込みを上回るため、12月議会または2月議会で増額補正をお願いしております。平成28年度の欄ですけれども、本年度も幕末維新博の開幕に向けた準備など、さまざまな業務への対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生しておりますので、2億3,660万9,000円の増額補正をお願いするものです。増額補正後の予算額、③累計の欄ですが、昨年度の補正後の予算額と比較しますと、括弧のとおり、前年度比97.3%、2.7%の減となっております。なお、13日の本会議で知事からお答えしたとおり、本年度も県勢浮揚に向け、全力を挙げてさまざまな県政課題に取り組みながら、職員の健康管理に十分配慮しつつ、時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

次に、当課が所管します条例議案について御説明申し上げます。資料は資料④、「平成28年12月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）」になりますが、7ページをごらんください。第9号議案になりますが、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案です。この要綱で御説明します。

まず、1、条例改正の目的は、議会の議員の皆様及び知事等に対し支給する期末手当等の額を改定しようとするものです。

次に、2、主要な内容ですが、本年12月期及び来年度以降の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げることとしております。後ほど、第10号議案で御説明申し上げますが、今回、一般職員の期末勤勉手当の支給月数について、人事委員会勧告どおり3.95月から4.05月に0.1月引き上げることに応じまして、議員の皆様、知事等の期末手当の支給月数

について、現在の2.95月に一般職に係る引き上げの割合です1.025を乗じて得られた3.02月、これを0.05月単位で調整しますと3.00月となりまして、この結果、0.05月引き上げるものです。引き上げの算式や端数計算の考え方は従来の考え方と同様です。ここにあります県議会議員の欄で御説明しますと、現在の支給月数は年間で計2.95月ですが、この改正条例による改正後、平成28年度は12月期におきまして、来年度以降は6月期において、それぞれ現在より0.05月引き上げることとしまして、年間の計のところですが、それぞれ3.00月となるということです。

3、施行期日等については、平成28年12月期の期末手当に係るものは公布の日から施行しまして、この12月1日から適用することとし、来年度以降の期末手当については、来年4月1日から施行することとしております。

続きまして、職員の給与の改定に関します条例議案5本について、あわせて御説明します。資料は、青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料に戻っていただきまして、その中の赤色のインデックス、行政管理課の2ページをごらんください。表題に、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案についてとある資料です。

まず、1、条例改正の目的ですが、本年10月19日付の高知県人事委員会の職員給与等に関する報告及び勧告、いわゆる「人事委員会勧告」の趣旨を考慮しまして、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものです。

次に、2、対象条例は、(1)職員の給与等の一部を改正する条例を初めとする、そこに記載しております5本です。

次に、3、主要な内容です。まず(1)人事委員会勧告と同一の内容の部分です。ア、期末手当及び勤勉手当については、一般職員の年間支給月数を3.95月から4.05月へと0.10月引き上げるものです。このプラス0.10月については、表にお示ししておりますとおり、12月期の勤勉手当の支給月数について、現行の0.70月を、今年度においてはアンダーラインのとおり改正後0.80月とし、また平成29年度以降においては、アンダーラインのとおり6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ0.75月とすることとしております。なお、表の下に注意書きをしておりますとおり、副部長級以上であります特定幹部職員については、一般職員と同様、年間支給月数は4.05月としますが、6月期、12月期とも勤勉手当の支給月数は期末手当から0.2月分をさらに振りかえた月数となっております。また、再任用職員の期末勤勉手当については、現行2.075月を改正後2.125月へと0.05月、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当については、現行2.985月を改正後3.060月へと0.075月それぞれ引き上げることとしております。なお、特定任期付職員及び任期付研究員については、本県に該当者はございません。

次に、イ、初任給調整手当については、医師や歯科医師といった採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対しまして、一定の期間支給することとしている手当です

が、表にお示ししておりますとおり、医師、歯科医師に対する支給月額の限度額については、国家公務員の改定に準じまして、現行41万3,300円を改正後41万3,800円に引き上げることとしております。また、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職については、現在該当者はありませんが、支給月数の限度額について、現行6万7,300円を改正後6万7,400円に引き上げるものです。なお、一番下の米印ですが、給料表については県内民間事業者との比較における公民較差が極めて少なかったことから、今回改定の勧告はございませんでした。

次のページをごらんください。(2) 人事委員会勧告の趣旨を考慮しつつ、勧告を修正する内容として、扶養手当の改正に関するものです。人事委員会勧告の内容ですが、表1をごらんください。扶養手当の月額の見直しについて記載しておりますが、平成29年度から平成32年度までの4年間で段階的に見直しを行うこととしております。具体的には、まず配偶者が扶養親族である場合について、行政職給料表6級以下、つまり本庁課長級以下の欄ですが、現行の1万3,000円から最終的に6,500円に引き下げることとしております。他方で2つ下の欄ですが、子が扶養親族である場合については、現行の6,500円から最終的に1万円に引き上げることとしております。また、この表の最後の職員に配偶者がいない場合の1人目の欄にあります、3つの行に共通しますが、この1人目の扶養親族に係る扶養手当については、これまで生計の特殊性に配慮するという趣旨及び配偶者に対する手当との均衡を考慮するという趣旨から、特例が設けられておりました、通常より高い1万1,000円となっております。これを1人目の扶養親族が子、父母、いずれの場合とも通常の場合と同じ額となるよう、それぞれ引き下げることとしております。なお、行政職給料表7級以上及びこれらに相当する職務の級の職員、つまり一等級の職については、右端に③と書いてある欄が3つありますが、子を除いた扶養親族に係る手当を最終的に支給しないこととしております。

次に、表2改正案をごらんください。この表は、今回の条例案の内容となっております。このうち太い線で枠囲みした部分が、人事委員会勧告の内容を修正した部分です。まず、表2の下から3行目、右端に②と書いてある行にある、職員に配偶者がいない場合の1人目が子である場合に係る扶養手当については、人事委員会勧告のとおり、ほかの子の場合と同様、最終的に1万円に見直されます。表1では下から3行目、右端に①と書いてある行に網かけをしておりますが、この中の平成30年度までの2年間で1万1,000円から1万円に引き下げることとされているところを、表2の改正案では、先ほどの下から3行目、右端に②と書いてある行に網かけをしているとおり、平成32年度までの4年間で1万円となるよう緩やかに引き下げよう見直すこととしております。これは対象となる職員は、いわゆるひとり親世帯に該当するケースが多いと考えられまして、特に配慮が必要であること。また、ほかの区分が4年で引き下げ、または引き上げをしていることから同じ期間で下げ

ることが適当であることから、人事委員会勧告を見直すこととしたものです。他方で、対象職員が少ない行政職給料表7級以上及びこれらに相当する職務の級の職員の手当については、表1では右端にいずれも③と書いてある行、表2では右端にいずれも④と書いてある行のうち、それぞれ網かけをしているところですが、平成29年度から平成31年度までの各年度について、人事委員会から勧告された額よりも減額することで、人件費総額や公民較差への影響は生じないこととしております。

最後に、4、施行期日等については、平成29年4月1日から施行することとしておりますが、平成28年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは公布の日から施行し、平成28年、今年12月1日から適用することとしております。

以上で、行政管理課の説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 時間外手当等の推移について御説明いただきました。これは、非常に重要なものだと思います。というのも、今、働き方の改革をしていこうということで、国を挙げて民間企業の皆さん方にも、人口減少がこれから起こっていく中で、労働力の減少という大きな課題が目前に迫ってきていると。必要十分な労働力を確保できない時期が、もう目の前に来ている状況の中で、それぞれの業態で働き方をしっかり変えていかないと生き残れないという大きな課題に挑戦をしていかなければならない。その一端として、時間外の問題が出てきているわけです。ですから、まずやはり音頭をとる行政がしっかり現状を把握して、単に金額だけではなくて、公務員の働き方をどう変えていくのか。人数は減っているけれども、仕事量はふえている、一人一人の仕事量が非常にふえてきている。それも過重になってきている。そういう現状の中で働き方を変えていかなければ倒れてしまうわけです。だから、どういう働き方をしていくのかもあわせて、しっかり検討する必要があるかと思えます。特に高知県は人口が非常に減少しております。その中で2年後、団塊の世代が70歳に突入します。団塊ジュニアの女性が子供を産める適齢期も、あと二、三年まで来ている。この間にしっかり子供を産んでいただける環境ができなければ、後の人口減少歯止めにはかなり大きなマイナスになるわけです。第1子が生まれたときに、御主人がどの時間帯に帰ってくるかによって、子育ての形が違ってくるわけです。それで、仕事のためになかなか帰りが遅いとなってくると、女性が第2子を産むのに大変ちゅうちょする、第2子の誕生につながる影響が夫の帰宅時間にかかなりかかわっていると言われております。そう考えたときに、県庁の職員の中でそうした方がどれくらいおられるのかも含めて、対象となる男性職員がきちっと帰宅時間は子育てに使えるような形で、残業がなく帰れておれば、第2子の挑戦につながっていくことにもなるかと思うんです。そうした影響が人口減少をある程度歯止めにもかかわってきていることもありますので、そうしたものも念頭に置きながら、時間外勤務の実態の掌握と対策にしっかり取り組んでいただき

たいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎**笹岡行政管理課長** まず、現状把握という点ですけれども、毎月、手当の支給ベースで各所属の状況等を把握したり、各所属から聞き取りしながら、総務部内で所属ごとの状況について把握し、どういったところが時間外がふえてるかを把握し、部長にも情報共有して、一定、各所属の時間外の状況について変化があるときは情報共有した上で、個別に所属なり部にどういう状況なのか確認しつつ、さらに上の、例えば知事とか副知事にも状況を報告することで意識共有をしている状況です。

縮減対策になりますと、いろんな形の切り口で取り組んでいます。ただ、なかなか業務量自体もいろんな課題が生じておりますので、劇的な効果が出てないところなんですけれども、仕事の仕方の見直しという部分から言いますと、かなりアナウンスをしているのは、例えば会議の持ち方等について、時間外になる場合は管理職等で協議をして、管理職等じゃない職員は、その協議に加わらないでやっていこうとか、できるだけ少人数で会議を持って対応して、それを職員にフィードバックしていくと。そういうことをアナウンスして、各所属のほうに取り組んでもらうようお願いをしたり、一つの例です。あとはいろいろスクラップアンドビルドとか、業務そのものの見直しをとということも広く呼びかけていおりまして、そういった点からもいろんな切り口で取り組んでいきたいと考えております。

◎**池脇委員** 年代別の時間外勤務の実態はしっかりつかんでいただいて、特に子育て世代の方が多く時間外勤務をしている状況があれば、ここは早急に改善をしていく必要性があるかと思っておりますので、その点をしっかり見た上での対応をぜひお願いしたいと思います。

◎**梶総務部長** 大変重要な御指摘をいただいていると考えております。特に子育てを抱える職員については、時間外勤務もそうですけれども、そもそも育児に対して参加をしていただくことが大事ではないかと思っております。今、配偶者にお子さんができた場合に、育児のための休暇の取得を呼びかけさせていただいているところですが、まだまだ取得率は低うございます。時間外勤務を縮減することとあわせて、県職員の配偶者にお子様があった場合に、積極的に休みをとることもお声がけをさせていただいております。時間外縮減と育児をするための休暇の取得の促進とあわせて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

◎**池脇委員** 上からの指示だけでは難しいと思うんです。要は、職場の空気づくりをしっかりとっていくこと。職場の上司もそこにいるわけですから、どういう空気になっているかはわかっているわけです。その部分をしっかりと話し合っ、帰りやすい空気がどうすればできるのかというところまで踏み込んで、対応をぜひお願いしたいと思います。

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

ここで、教育長と警察本部長は退席をいたします。

〈職員厚生課〉

◎桑名委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎松本職員厚生課長 職員の退職手当に関する条例の一部改正について御説明をします。資料④、議案説明書（条例その他）の1ページをごらんいただきたいと思います。一番下の、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案説明をごらんください。今回の改正は、雇用保険法の一部改正に伴いまして、退職した職員が失業している場合の退職手当について、65歳以降に新たに雇用される者も支給対象としますとともに、雇用保険法で新設されます求職活動支援費の額に相当する金額を支給することとしますほか、65歳以上の受給資格者について、就業促進手当、移転費及び求職活動支援費の支給対象とすることなどの必要な改正をしようとするものです。

改正内容については、補足説明資料で説明をさせていただきます。議案補足説明資料の青いインデックス、総務部の赤いインデックス、職員厚生課のページをごらんください。

1、失業者の退職手当の趣旨のところをごらんください。地方公務員は、雇用保険法の適用が除外されておりますので、同法による「失業等給付」を受けることができませんが、退職後に失業している場合に、「失業等給付」程度のものを保障するために、退職手当条例第10条におきまして「失業者の退職手当」が規定をされております。これは、図の網かけをしている部分に相当する額を、職業安定所を通じて求職活動している場合に支給するものです。この失業者の退職手当が支給される対象者とは、図の右側の米印のところにありますように、例えば、懲戒免職等で退職手当の支給制限処分を受けた者や、在職期間が短く退職手当の額が少額の者です。

次に、2の改正理由及び改正内容のところですが、改正内容は大きく分けて2点ありまして、まず一つ目は①の受給資格の拡大です。これまでは、65歳未満から引き続いて雇用され、65歳以上になった者のみが「高年齢継続被保険者」として対象になっておりましたが、今回、65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されますように、雇用保険法が改正され、65歳以降に新たに雇用される者についても適用されることになり、65歳以上の者は全て「高年齢被保険者」となりましたので、条例も同様の改正をしようとするものです。

改正内容の2点目は、②、③の支給内容の拡大です。これまでは「高年齢求職者給付金」のみが支給対象でしたが、今回の法改正により、新たに「就業促進手当」、「移転費」、「求職活動支援費」についても支給対象となりましたので、条例におきましても、「求職活動支援費」を新設するとともに、法改正と同様の改正をしようとするものです。

資料の2ページをごらんください。1のところ、この失業者の退職手当の具体的な給付を載せております。左のほうの給付内容の欄で一番上にありますのが、いわゆる「失業手当」と言われております基本手当でして、高齢者の場合は、これが高年齢求職者給付金となります。一番下の先ほど申し上げました求職活動支援費まで、これだけの種類がございます。表の右側にありますように、これまでは高年齢継続被保険者に対しまして、高年

齢求職者給付金が支給されておりましたが、改正法施行の平成 29 年 1 月以降、高年齢被保険者に対しまして、この給付金が支給されることになり、また、これまでは支給されなかった就業促進手当以下の 3 つの手当が支給されることとなります。

次の 2 が、知事部局における過去 10 年間の支給実績です。基本手当が 8 名に、技能習得手当が 1 名に支給されておりました、支給額は合計で 490 万円ほどになっております。

次の 3 のところにございますように、基本手当の給付日数は勤続期間によって決まっております、自己都合退職等の場合は、1 年未満の場合は支給されず、10 年未満の場合は 90 日、20 年以上の場合は 150 日となっております。

次の 4 は、実際の基本手当の支給のイメージで、自己都合退職等の場合は、退職後、求職を始めてから 3 カ月間は給付制限の期間となっており、手当は支給されません。そこから、アのように、所定給付日数分の基本手当が支給されることとなりますが、イにありますように、一般の退職手当等が支給されている場合には、その分が待機日数として差し引かれ、残りの日数分が支給されます。

次に、5 をごらんください。高年齢被保険者に対する高年齢求職者給付金については、勤続期間が 1 年未満の場合は 30 日分、勤続期間が 1 年以上の場合は 50 日分が支給されることとなっております。

実際にどういった職員がこれに該当するかですが、それが次の 6 のところになります。支給対象として想定されますのは、定年が 65 歳である医師や歯科医師、また、特に年齢の制限のない任期付職員となります。なお、再任用職員については、この規定は適用されません。

1 ページに戻っていただきまして、3 の施行日は、改正法の施行日と同じ平成 29 年 1 月 1 日としております。

また、ごらんのように必要な経過措置を設けることとしております。

改正の概要は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎桑名委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎菊地財政課長 まず、一般会計補正予算について御説明をします。資料の右上に②と書かれた議案説明書の 15 ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入についてですが、一般財源について、財政調整基金繰入金の減額補正をお願いするものです。先ほど部長からも説明させていただきましたが、これは、人件費が所要額を下回ったことなどによりまして、補正予算全体で財源余剰が生じたことから、将来の

財政負担に備えるため基金からの取り崩しを減額する。つまり基金に積み立てようとするものです。

次に、16 ページをお願いします。歳出についてですが、財政費の人件費以外では 17 諸支出金、3 公営企業支出金の補正がございます。そのうち、1 電気事業会計支出金を 46 万 5,000 円、また、3 病院事業会計支出金を 1,101 万 6,000 円、それぞれ増額補正することとしております。これは、電気事業会計及び病院事業会計におけます人件費の補正に伴うものです。

補正予算に関しては以上です。

次に、資料③、条例その他議案の 72 ページをお開きいただければと思います。第 17 号、平成 29 年度当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額に関する議案です。宝くじは、当せん金付証票法によりまして、県議会の議決をいただいた金額の範囲内で総務大臣の許可を得て販売できることとなっています。例年、この時期に翌年度の発売総額の議決をいただいているものです。来年度の発売総額は、全国自治宝くじ事務協議会におきまして、今年度とほぼ同水準の発売が計画されていることを受けまして、今年度と同額の 80 億円に据え置きたいと考えています。

財政課からは以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎桑名委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎松岡税務課長 高知県税条例の一部を改正する条例議案について、別つづりの議案補足説明資料により御説明を申し上げます。議案補足説明資料、総務部の青いインデックスのついております中の税務課という赤いインデックスのついておるページをお願いします。

本年 3 月、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が公布されておりまして、地方税法等の一部改正が行われております。また、先月、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立、公布され、地方消費税引き上げを 2 年半延期するなどの地方税法等の一部改正が行われたところです。これらの法改正に伴いまして、高知県税条例につき必要な改正をしようとするものでして、県独自の改正項目はございません。それでは、主な改正項目について御説明を申し上げます。

まず、(1) の地方消費税です。税率引き上げ延期と軽減税率制度の導入です。現在、消費税率換算 1.7% となっております地方消費税は、平成 29 年 4 月 1 日から 2.2% へ引き上げ予定でしたが、平成 31 年 10 月 1 日まで 2 年半延期の決定がされました。そのため、

県税条例におきましても、税率引き上げ期日を2年半延期させようとするものです。また、税率引き上げ時には、低所得者等に配慮する視点から、酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行されます定期購読契約が締結された新聞について、国・地方合わせた消費税の税率を8%とする軽減税率の制度が導入されることとなっています。

次に、(2) 個人県民税の住宅ローン控除の適用期限の延長です。現在、住宅ローンを有する場合の税控除については、住宅を取得し、平成31年6月30日までに居住の用に供した場合、住宅ローン年末残高の1%を10年間所得税から控除でき、控除し切れなかった場合には、課税所得金額の7%を上限に住民税からも控除できるとされております。この制度は、消費税率引き上げ時の駆け込み需要とその反動減の対策として、制度拡充が行われたものでして、消費税率引き上げの延期に伴いまして、適用期限を2年半延長し、平成33年12月31日までに居住の用に供した場合を適用期限とするものです。

施行日ですが、消費税率引き上げの延期と住宅ローン控除の適用期限延長ともに、公布の日としています。

次に、(3) の車体課税についての改正です。まず、アですが、消費税率の引き上げに伴いまして、自動車取得税を廃止し、環境性能にすぐれた自動車の普及等を促進するため、自動車税に環境性能割を創設しようとする改正です。また、市町村税である軽自動車税についても、同様に環境性能割を創設することとされています。

お手元の資料4ページをごらんください。横になっておるところです。図の左端の部分ですが、現在、自動車の取得時には登録車、軽自動車問わず、県において自動車取得税を課税をしておりますが、改正後は自動車取得税は廃止され、登録車については県税とし、軽自動車については市町村税の軽自動車税環境性能割がそれぞれ課税されるようになります。なお、当分の間、軽自動車税の環境性能割は県において賦課徴収を行うこととされております。また、毎年4月1日の所有者の方に県からお願いしております自動車税は自動車税種別割となります。また、市町村が課税をしております軽自動車税は軽自動車税種別割となります。

資料1ページにお戻りをいただきまして、廃止となります現行の自動車取得税と創設されます環境性能割の比較は表のとおりとなっています。自動車の取得価格を課税標準とすることや納税義務者が自動車の取得者であることについては、現行、自動車取得税から変更はございません。下から4段目、表の一番下の税率のところですが、現行の自動車取得税の税率は3%で、軽自動車や営業用車両については2%となっております。その上で、環境性能にすぐれた自動車に対しては、燃費等に応じ税率が軽減される、いわゆるエコカー減税の制度が設けられております。対して、創設されます自動車税、軽自動車税の環境性能割の税率ですが、燃費等に応じて、ゼロから3%の4種類に区分され、また、軽自動車は当分の間2%を上限とする3段階とされております。具体的な車の例を挙げますと、

下の税率の例の表にありますように、現行の自動車取得税ではエコカー減税により非課税となっておりトヨタのプリウスについては、環境性能割創設後も引き続き非課税となります。一方、スバルのフォレスターですが、現行では3%の税率が20%軽減されまして、2.44%の税率となっているものが、環境性能割では3%が適用されることとなります。次の2ページをお願いします。この燃費等に応じて定められる税率区分については、技術開発の動向等を踏まえまして、2年ごとに見直しを行う予定となっております。施行期日ですが、消費税率の引き上げにあわせまして、平成31年10月1日としております。

次に、イの自動車税のグリーン化特例の見直しです。自動車税のグリーン化特例には、環境負荷の小さい新車の自動車について燃費基準に応じまして、取得の翌年度の自動車税、4月1日の持ち主の方にお問い合わせの自動車税を軽減する軽課の特例と、環境負荷の大きい新規登録から11年を超えるディーゼル車、あるいは13年を超えるガソリン車、LPガス車について、一部を除きまして、翌年度分の税率をおおむね15%重くする重課の制度がございます。平成28年度分の自動車税で期限を迎えます、この特例は重課分は現行制度をそのまま、軽課分はお手元の表にございますように、特例の対象となる燃費基準を切りかえ、重点化を行った上で、1年間延長を行うものです。平成29年度分自動車税に対する特例となりますことから、平成29年4月1日に施行することとしております。

(4)の法人課税の改正です。まず、アの法人県民税法人税割の引き下げですが、こちらも消費税率の引き上げに伴う改正で、地方消費税率の引き上げに伴いまして、東京都のような不交付団体におきましては、単純に増収となる一方、本県のような交付団体におきましては、交付税と相殺されますため、財政力格差が拡大しかねないということですので、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差縮小を図ることを目的として行う改正です。法人税割の税率の図をごらんください。法人税割の税率を現行の税率から2.2%引き下げ、その引き下げ分を国税である地方法人税の税率を引き上げる形で地方交付税原資化します。市長村民税と合わせまして、5.9%の引き上げとなるものです。その結果、超過税率が適用されます資本金の額、または出資金の額が1億円を超えます法人に対する法人税割の税率は4%から1.8%に、標準税率が適用されますそれ以外の法人については3.2%から1%に、それぞれ引き下げとなります。この改正によりまして、不交付団体においては地方税が減少となった分、単純に減収となる一方で、交付団体においては別に構じられます地方財政計画上の措置と相まって、交付税がふえる分、増収となります。なお、法人税割の税率引き下げとなる分、地方法人税の税率が引き上げとなりますので、各法人の負担額に変更はございません。

次に、イの地方法人特別税・譲与税の廃止です。地方法人特別税・譲与税は、偏在性の小さい税体系構築が行われるまでの暫定措置として、法人事業税の一部を国税化し、その分を人口と従業者数に応じ譲与税として譲与する制度としまして、平成20年度から導入さ

れましたが、地方消費税率引き上げ及び先ほど御説明しました交付税原資化が進められますことから、廃止をし、全額を法人事業税に還元することとされました。そのため、事業税の税率を引き下げることとしている措置を廃止しようとするものです。これら法人課税の改正については、平成31年10月1日から施行しまして、同日以降開始する事業年度から適用することとしております。

最後に、これら制度改正によります影響額については、次の3ページに記載をしています。まず、地方消費税ですが、税率を引き上げた場合の増収額としまして、軽減税率の影響を含めまして、31億円余りを見込んでおります。個人県民税ですが、住宅ローン控除の制度による減収額は、平成27年度実績で1億5,000万円程度となっておりますので、延長後も同程度を見込んでおります。自動車取得税廃止によりまして、5億7,000万円余りの減収となる一方、環境性能割創設によりまして、3億7,000万円程度の増収となる見込みで、この改正により、県税としましては2億円程度の減収を見込んでおります。また、市町村税となる軽自動車税の環境性能割としては、1億円余りを見込んでおります。なお、先ほど御説明をしました自動車税のグリーン化特例延長については、税収中立と見込んでおりまして、この表には記載をしておりません。次に、法人県民税です。法人税割の税率引き下げによりまして、8億2,000万円余りの減収を見込んでおり、地方法人税の税率引き上げ分として、交付税原資の一部となり、全体で配分されますことから直接の影響額は算出できませんが、東京都など不交付団体からの地方法人税が配分されますことから、高知県の歳入としては増加するものと見込まれます。最後に、法人事業税です。地方法人特別税の廃止によりまして、55億円程度の増収を見込んでおりますが、譲与税の廃止によりまして、102億円余りが減収となる見込みで、高知県の歳入としましては、差し引き47億円余りの減となる見込みですが、この減収については、交付税で相殺されるものです。

今回の条例改正の項目は多岐にわたりまして、税収だけを見ますと減収となるように見えますが、地方交付税の調整を通じまして、県財政に与える影響は大きくないものと考えております。

以上で、税務課の説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 例えば、車体課税で軽四は利用者負担がふえることになりますか。

◎松岡税務課長 まず、取得時に課税がされます軽自動車税の環境性能割については、税率構造が若干下がるところですので、全体としては減となるものですが、どのような車を取得されるかによって変わってくるものです。また、4月1日の持ち主の方に、市町村からお願いをしております軽自動車税については、現行から税額の変更はございませんので、余り変わりがないものと思っています。

◎梶総務部長 自動車取得税は軽自動車にも課税をしておりますので、今の軽自動車にか

かる自動車取得税が表にありますとおり2%です。環境性能割が創設されますのは、当分の間、最大2%です。今御説明しましたけど3段階ですので、多くの軽自動車では、むしろ取得税については負担は下がるのではないかと思うんですけど、車の燃費水準等々によりますので、一概には言えませんが、全体としての税収は下がると思います。

◎米田委員 3ページの一覧表で自動車取得税がマイナス5億7,000万円で、軽自動車税とか1億円ちょっとふえるようになっています。これを相殺したら、一人一人の購入者にとっては下がりますという理解でいいですか。

◎梶総務部長 人によって下がらない人もいます。新しい環境性能割の税率が3段階なので、環境性能割が2%の方は、今までも2%なので下がらないことになりませんが、下がる方もいるということです。税収全体としては、自動車取得税廃止の影響のほうが大きいので、ユーザーの方から見たら、全体としては減収になるということです。

◎米田委員 これは市町村税ですけど、県がどうやって徴収すると言いましたか。実務的にはどんなになるんですか。

◎松岡税務課長 現在の自動車取得税も、普通自動車、軽自動車とも、県で申告時に法律上は証紙ですが、実際にはハスラーという機械を通じまして、納税いただいております。改正後の環境性能割となりましても、もちろん自動車税の環境性能割、軽自動車税の環境性能割についても、従前と同じ方法で申告納税をいただく形になります。

◎池脇委員 税のことではないんですけども。税務課に身体障害者の方が配置されていますか。

◎松岡税務課長 配置されております。

◎池脇委員 職員厚生課のほうで聞けばよかったですけれども、県庁の中でも障害者の方がこれから公務員試験を受けて入ってこられて来るわけですけども。どうですか、元気で頑張ってるんですか。

◎松岡税務課長 非常に熱心な職員でして、元気に頑張っていたのですが、もともとの病気の関係で、今ちょっとぐあいが悪くなりまして、休みをとっています。一時期入院をしていたのですが、現在は自宅に帰ってリハビリをして、復帰に備えているところです。

◎池脇委員 障害を抱えて公務員試験に合格して、頑張っている。だから障害を持つての方の、ある意味では希望でもあるわけで、そうした方が県庁の中で頑張っておられることは、やはり障害を持つての人たちの励みにもなるわけで、その方が一生懸命、県庁の中でも頑張っておられるようにサポートしてあげるのも大事なことです。しっかり育ててあげることが。ぐあいが悪いということだったら大変でしょうけれども、ぜひ温かい思いやりで、また、復帰しても頑張れるように御支援をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

続いて、総務部より、6件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けらることにいたします。

最初に、「県立図書館跡施設の利活用について」、説明を求めますが、政策企画課と文書情報課に関連しますので、2つの課から説明を受け、質疑については説明後にあわせて行うことといたします。

〈文書情報課〉

◎桑名委員長 まず、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 お手元の総務委員会資料、報告事項をお願いします。政策企画課、文書情報課連名になっているインデックスをお開きください。

新図書館の整備に伴いまして、現在の県立図書館の跡地の利活用について、これまで庁内の関係課で構成をします県立図書館跡施設基本構想検討ワーキングチームを設置いたしまして検討を重ねてまいりました。このほど、利活用の方向性について取りまとめをしましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。今議会でいただきます御意見も参考にしながら、今後さらに具体的な検討を進め、平成29年度以降の予算に計上し、改めて御説明もさせていただきたいと考えております。

まず、1の県立図書館の建物の概要については、この建物は昭和48年に建設され、規模としまして、延べ床面積は3,896平方メートル余りとなっております。築43年経過して、耐震の目標値0.75を若干下回る0.63となっております。現在の耐震基準を満たしておりません。このため、今後利活用するには耐震補強工事や老朽化が進んでおります電気、空調、給排水等機械設備の改修及び施設の補修が必要です。仮に改修しますと、その後約30年程度、有効活用ができると考えております。

次に、2の利活用の考え方ですが、この施設は立地場所が高知城の一部でして、文化財保護の観点から建てかえはできませんが、恵まれた立地環境から非常に貴重なスペースです。耐震改修やその他必要な工事を行いまして、有効活用をしていきたいと考えております。具体的な利活用については、現在の図書館という建物の特殊性を生かして、積年の課題でした公文書館をメインの機能として設置し、必要なスペースを十分に確保した上で、なお余裕のあるスペースについては、県政課題の解決・県民サービスの向上につながる機能を配置したいと考えております。

それでは、3の利活用施設の概要について御説明をします。初めに、(1)のメイン機能としての公文書館の概要については、当課より説明をさせていただき、その他の機能については、政策企画課より御説明をさせていただきます。

まず、公文書館は県のさまざまな活動や歴史的事実の記録である公文書を適正に管理し、現在及び将来の県民の皆様を引き継ぐために新たに創設します歴史的公文書制度を適切か

つ確実に運用するための重要な拠点となる施設です。県庁舎や新図書館、新資料館などの関連施設が近隣にあるこの場所への設置が、公文書館の利用者である県民の皆様の利便性を初め、県の各機関の業務の効率性の観点からもふさわしいのではないかと考えております。

まず、公文書館の機能としまして、大きく5つの機能を考えておるところです。1つ目としまして、県が作成または取得した公文書の中から、県行政の推移が後づけられる公文書を一定の基準により選別をしまして、歴史的公文書として公文書館に移管するという選別・収集の機能。それから、資料には記載をしておりますが、現在、文書情報課では、各所属から引き継いだ保存期間5年以上の公文書を本庁舎の地下、あるいは旧大栃高校に集中保管しております。御案内のとおり、さきの大戦の際の昭和20年7月の高知空襲におきまして、それ以前の文書が消失しておりますので、集中管理している公文書のほぼ全てが戦後のものとなっております。具体的な分量としまして、15センチケース換算で約2万6,000ケースございます。書棚に並べたときの幅で言いますと、約3.8キロメートルに及びます。この膨大な公文書及び今後引き継がれる公文書から、国が国立公文書館に引き継ぐ基準と同等の基準により選別されたものが、歴史的公文書となります。歴史的公文書は公文書館に移管し、さらに24程度の区分で選別をし、保管されることとなります。

資料に戻りますが、2つ目としまして、県民の皆様に歴史的公文書を御利用いただくための目録の整備、破損した文書の劣化対策、保存箱への収納、計画的な書架への配置、そして適切な書庫環境での保存管理を行う機能。

3つ目としまして、歴史的公文書目録の公開を行い、県民の皆様に閲覧や複写等の利用に供する機能。

4つ目としまして、県民の皆様に公文書館に関心を持っていただくために公文書館専用ホームページを開設し、歴史的公文書目録の公開や展示会の御案内など、利用促進を図るための普及の機能。

最後に、5つ目としまして、市町村職員を対象とした公文書管理に関する研修会の開催や情報交換、あるいは個別のケースに対する助言など、市町村支援の機能を考えておるところです。

次に、施設の規模・内容については、公文書館が大規模な書庫を必要とする施設ですので、現在の図書館の書庫や書架など有効利用できるメリットがございます。施設の規模としましては、公文書館の機能が十分に発揮できるスペースとして、1,500平方メートル程度を確保したいと考えております。具体的には、現在の2階、3階にございます書庫の活用と、2階の奥にございます書架スペースを書庫として改修を行いまして、書庫全体の収蔵規模は文書を書架上に配置したときの棚の幅の長さにしますと約6.1キロメートル程度となります。開館時には現在、県で保存管理をしております永年30年保存公文書を、現時

点ではあくまでも試算値ですが、約 2.7 キロメートルを移管し収蔵することで、書庫全体の約 40%の収蔵率となります。その後、毎年新たに移管される公文書の量を見込みますと、施設の残存年数が 30 年程度のところ、約 40 年以上にわたる公文書の収蔵が可能であると現在試算しております。この書庫のスペースで、約 760 平方メートルの床面積を確保したいと考えております。

そのほかに、歴史的公文書の選別作業や劣化防止の措置を行う作業室、利用者が目録検索や閲覧を行うための閲覧室、また企画展示や講演・研修会を行う展示・研修室、事務室など、作業効率やセキュリティーを考慮した配置をしていきたいと考えております。これら全てのスペースを合わせて約 1,500 平方メートルとなりますが、この規模は先行して整備されております他県の公文書館と比較しても、引けをとらない規模と考えています。

私からは、以上です。

〈政策企画課〉

◎桑名委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎松岡政策企画課長 引き続き、当課からは、公文書館以外の検討中の機能について御説明をさせていただきます。

資料の 2 ページをお願いします。先ほど、文書情報課長が説明しましたように、公文書館の十分なスペースを確保した上で、なお余裕のあるスペースについて、県政課題の解決や県民サービス向上につながる機能の配置を検討してまいりました。資料にございますように、検討している機能については、枠囲いをしてますポイント 1 〈県民への学習支援機能を集約・強化〉とポイント 2 〈観光客へのおもてなしの充実〉の 2 つの視点で機能を整理しております。

まず、ポイント 1 〈県民への学習支援機能を集約・強化〉ですが、この視点で 3 つの機能を考えております。1 つ目は、高知こどもの図書館です。高知こどもの図書館については、NPO 高知こどもの図書館が運営しておりまして、図書の貸し出しや読み聞かせに加え、ワークショップや本とコンサートを組み合わせたイベント等、民間ならではの多彩な企画を実施しておりますほか、地域の読書ボランティアの養成講座を実施しております。現在は、県の永国寺第二ビルで活動しておりますが、永国寺第二ビルは未耐震で老朽化も進んでおりますことから、利用者が安心して利用できる環境を確保するために移転してはどうかと考えております。

2 つ目は、高知県生涯学習支援センターです。高知県生涯学習支援センターについては、NPO 高知県生涯学習支援センターが運営しておりまして、文化・スポーツ教室や生涯学習に関する連続講座の開催、生涯学習の相談や情報提供、放課後学び場人材バンク等を実施しております。現在は、大原町の県の教育センター分館で活動されておりますが、教育センター分館は特別支援学校の再編計画により建てかえとなります。こうしたことに伴い

まして、移転が必要となっておりますことから、活動の場の確保のために、この図書館跡施設を移転先としてはどうかと考えております。

3つ目は、まんが甲子園等展示スペースです。本県は、まんが王国土佐を掲げ、さまざまな取り組みを行ってまいりました。こうした取り組みにより、まんが甲子園の作品や漫画家の先生方から寄贈された色紙等が年々ふえておりまして、その保管スペースの確保に苦慮している状況にあります。また、かるぽーと等で一定期間展示しておりますが、せっかくの作品を十分には生かしておりません。そこで、この図書館跡施設を活用しまして、暫定的ではありますが、これらの作品等を保管するスペースを確保しますとともに、常設展示するスペースもあわせて新たに設置してはどうかと考えております。なお、漫画文化の情報発信については、高知市と連携した取り組みをより強化するために、今後、高知市とそのあり方について協議をしていきたいと考えております。

次に、ポイント2〈観光客へのおもてなしの充実〉では、2つの機能を考えております。1つ目は、高知城観光ガイドの詰所です。高知城歴史博物館の開館や外国人観光客の増加などによりまして、高知城の観光ガイドの需要がますます高まってまいりますことから、この観光ガイド機能を充実・強化しますとともに、ガイドの方の待機、打ち合わせ等の場所として、図書館跡施設の一角に詰所を設置してはどうかと考えております。

もう一つは、先ほども御説明しましたまんが甲子園等展示スペースの再掲です。

最後に、4、開館に向けましたスケジュールです。新図書館の開館が平成30年夏の予定となっており、これにあわせてできる限りタイムロスが生じることのないように作業を進めてまいります。まず、平成29年度末までに基本設計と実施設計を完了させまして、県立図書館が、新図書館に全ての図書を移転完了した後に、耐震改修工事に着手し、平成31年度中には完了する予定で準備を進めたいと考えております。なお、施設の完成後、移転作業や開設準備にも時間を要するため、公文書館の開館は、早くとも平成32年度となる見込みです。

県立図書館跡施設の利活用について、政策企画課と文書情報課の説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 念願の公文書館ができるということで、非常にうれしく思います。以前から、どうかしないといけないとずっと話をしてきたところ、こういう形でできることは本当にありがたいと思います。そこで、利活用施設の概要、施設の機能、施設の規模・内容についても説明を受けましたが、公文書館の機能が十分に発揮できる規模ということで出されてますけれども、本当にこのぐらいの規模でいいのかが1点です。

その他現在配置を検討している機能ということで、ポイント1からポイント2の説明がありましたが、公文書館は非常に大事な文書等が納められるところですので。そこへこういう外部のものが入ってくると、いろいろな面で障害が起きてこないかという気がするんです。

けど、どうなのか。

それと、高知こどもの図書館、これは恐らく平成7年あたりに設立運動が始まって、今、永国寺第二ビルにある。高知こどもの図書館の設立の経緯と、活動実績をお聞きしたい。

それと、外部の者が県の建物に入ってくるわけですので、使用の期間。普通、マンションでもアパートでもどこでも入る場合は、何年ごとに契約し直しますという約束事があります。恐らく約束事があって、永国寺第二ビルも使われていると思うんですけども、使用の期間、電気料とか水道料とか使用料及びその納入の方法。税金で建てている施設ですので、偏った団体とか、公平性に欠ける団体に入られると困るし、公平中立でなくてはならないと思うわけです。どういう使用条件、許可の条件を考えているのか。それに反した場合は、どうなるのか。例はあると思うんですけども、そこらあたりのことをまず聞きたいんです。

◎徳橋文書情報課長 まず、公文書館のスペースの関係、現在、保有、管理しています公文書、将来的に引き継がれてくる公文書を推計して、まず公文書量がどれぐらいか推計しました。それを踏まえて、必要な面積を確保したいと考えております。施設の残余の年数が30年のところを、40年以上は保存管理ができるスペースで考えております。実は、建物もあと30年だから30年で終わるものでもないと思います。大事に使っていけば、30年がもう少し延びることも当然考えられることですし、公文書以外にも、例えばいろいろな県が作成した物品、小さい話かもしれませんが、高知家バッチもきちんと保存していく。それから、龍馬パスポートもきちんとその時代ということで残していきたいと思っておりますので、そういったことも少し加味をして面積を確保したいと考えておるところです。

それと、施設のセキュリティー、今考えておりますのは、まず館全体は、機械警備を施したいと思っております。それから次の段階で、公文書館エリアで、施錠するような形にしていきたい。さらに、公文書館エリアの中の公文書を保存する書庫でも、鍵をかけるという形で、何重にもセキュリティーをかけていきたいと思っております。職員が作業する執務スペースは、外部の方は立入禁止にしたいと考えているところです。

◎松岡政策企画課長 今回、考えております高知こどもの図書館の設立の経緯と、まず活動の実績についてお尋ねがありました。まず設立の経緯ですが、平成7年に現在の県立図書館の移転、新館構想を公表した際に、県立図書館移転後、旧施設を高知こどもの図書館として残してほしいということがありまして、高知こどもの図書館をつくる会が発足されました。これが一番最初のような感じです。その後、県立図書館の新館構想が延期決定された中で、高知こどもの図書館をつくる会と当時の知事との意見交換があり、その後、平成11年の2月議会で高知こどもの図書館の入居について、今の永国寺第二ビルを修繕して貸与し、高知こどもの図書館を設置することを議会にお諮りし、改修費、備品購入費等の予算を承認していただいて入居したという経緯で現在に至っております。

活動実績ですが、主に子供と親子の触れ合いとか、子供を持つ親同士の触れ合いとかも視野に、例えば子供の読み聞かせ、それから折り紙教室、平成 27 年の実績でいきますと、お話し会なんかで 152 人とか、折り紙教室で 355 人とか、本とピアノの演奏などを含めました企画で年 4 回 200 回とか、読み聞かせ、図書の貸し出しに加えて、そういった企画・イベントもしております。それから県から、読書ボランティアの養成も受託してまして、年間 100 人以上のボランティアの養成もしていただいている状況になっています。民間の私立図書館が全国に 20 カ所しかない中で、本県ではこちらが活動されているところでして、これまでの活動が一定評価されたことで、平成 15 年には文部科学省の子どもの図書館活動優秀実践団体表彰を受けておりまして、その後、平成 23 年には、文部科学省が作成した教育関係 N P O 法人の活動事例集に、こちらの概要が掲載されています。

次に、使用期間についてのお尋ねがございました。こちらのほうが、目的外使用許可になっていますので、現在の永国寺ビルもそうですが、毎年、申請をいただいて許認可する形になっております。

次は、使用料等についてです。まず、使用料ですが、他の N P O 等もそうですけれども、使用料については公共性の高い、県民の多くの方が使われるということで、他の団体と同様に現在も免除になっております。

次に、共益費ですが、現在の部分ではいただいてないんですが、今回移転することを機に、事務所相当面積については御負担いただくことを考えております。これについては、高知県生涯学習支援センターも同様に考えております。その他、一般の県民の方が広く活用される部分については、負担免除という整理をしていきたいと考えております。

次に、偏った団体では困るということについて、幼少期に与える影響が非常に大きいという観点もあろうかと思えます。現在の目的外使用の許可に際しても、善良な管理者の注意義務を持ってきちんと保全してくださいという一般的な使用許可に加えて、当該団体におきましては、「宗教、特定の思想、特定の政治活動等を広めることを目的とするとみなされる展示及びポスター掲示等の活動を禁止する。県民に開かれた場所となるよう、不特定多数の県民の方々に参加できるよう努めること」ということを、現在の目的外使用許可の際に付しておりますので、当然のことながら、移転した後についてもこれは同様に取り扱いを行っていききたいと考えております。

なお、反した場合はどうなるかですが、使用条件ですので、翌年度の使用許可について、当然見直しをしなければならぬと考えております。

◎三石委員 念願の公文書館ですので、いいものをつくり上げていただきたいと思います。開館に向けたスケジュールも書かれていますけど、スケジュールどおりにいけますか。

◎松岡政策企画課長 これを目指して、鋭意努力してまいります。

◎池脇委員 三石委員の質問に関連をしますけれども、高知こどもの図書館ですけれども、在庫の図書数、どれぐらいあるんですか。

◎松岡政策企画課長 平成27年度末で4万3,004冊の蔵書です。

◎池脇委員 NPO法人で、こういう図書館という名前をつけて活動をされているところ、全国にもあろうかと思うんですけれども、いわゆる図書館という場合の基本的に持っているなければならない、ある意味、準公営的なNPOです、法人化してますから。貸し出し冊数を踏まえての活動についての御報告がなかったように思うんですが、先ほどの主な報告をお聞きすると、図書館というよりも、むしろ親子の集いの場、読み聞かせをするような、そういう行事等のほうが重視された報告でした。だから、本来の図書館機能が果たされているかどうかという点も含めて考えていかなければならないのではないかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

◎松岡政策企画課長 平成27年度の貸し出し冊数が2万4,842冊となっております。入館者数は、いろんなイベントもあるんですけれども、平成27年度が1万5,095人で、室戸市の図書館と大体同じぐらいの利用規模になっておりまして、一定の利用はなされておるのではないかと考えております。

◎池脇委員 今回、新図書館ができます。各学校でも、文部科学省の勧めで読み聞かせ、また、幼児教育にあっても本等の読み聞かせ運動が進められております。市民図書館も、こういう高知こどもの図書館の機能を十二分に備えた充実をできておりました。現図書館も、1階にこの高知こどもの図書館と同じようなこと、むしろ現県立図書館の図書館機能として、このNPO高知こどもの図書館がやっているような内容はしっかりやって、そういうスペースも充実をさせてきました。その上で県・市で新しい図書館をつくることで、こういう未来を担う子供たちのために寄与する幼児教育にかかわる図書館の機能も、さらに充実をされてまいります。そういう部分で、NPO高知こどもの図書館も貢献してくださったと思います。しかし、新しい段階に入ってきてることも踏まえて、これは法人がやられることですから、やるとおっしゃるならそれでいいと思うんですけれども、そのあたりの充実度がまだ足りないのかどうか認識はどうなんですか。

◎松岡政策企画課長 充実度がどうかまでは、少しわかりかねる部分もあるんですけれども、今後詰めていきますので、団体とも話をしながら、その方向性として、こういうスペースも確保できますので、今までやってきた取り組みを充実していきたいと伺ってますし、図書館ですから勉強もできますから、新たに学び学習支援の部分についても機能強化をしていきたいと伺ってます。現図書館がやっていること以外の部分を今も大分補完してくださっていると思いますので、新しい図書館ができたときに、それをどういう形で両方が補完し合うことがいいのか、図書館とも近いですから、絶えず入居先の団体とも話をしながら、運営も多分ずっと同じという話にはならないでしょうから、それは毎年、事業の内容も我々

が確認もしていくわけですから、そんな中で有効に活用していただけるように話を進めていきたいと考えます。

◎池脇委員 公文書館についてですけれども、現在、毎年の行政文書の処理。毎年どれぐらいの量がストックされていっているのか。

◎徳橋文書情報課長 知事部局ほか、全ての行政委員会も含めてお話をさせてもらいたいと思います。年間 85 メートル延長ぐらいの文書が作成されて移管されてまいります。

◎池脇委員 お聞きしたいのは、どれだけの文書が取り扱われて、本来は全ての量を年度に全部処理をしていくと。人員、スタッフが足りていて 100%処理ができているのかどうか。この 85 メートルが、まだ一部残して、何十%の処理になってるのかお聞きしたかったんですが。これは、100%で 85 メートルと理解していいんですか。

◎徳橋文書情報課長 作成をしました文書については、原則 1 年、所属で保管をしていたで、翌年度に私どもに引き継いでいただくのが基本のルールです。ただ、どうしても業務に必要なものについては、引き続き所属で保管することを許可しております。私どもに引き継がれる文書が県でつくる文書全てというわけではございません。一部はやはり所属で保存が続いておる状態が現実でございます。

◎梶総務部長 各所属で公文書をつくります。そうすると、一定の年数を経過したものは文書情報課に移されます。そこで、歴史的公文書にすべきものを、国立公文書館の基準を踏まえて、これから策定していきますけれども、その基準で選別をします。その選別をしたものが公文書館に引き継がれます。現在、この新しい公文書館に引き継ぐべき歴史的公文書、4つの基準を満たすものの選別は終わっていません。旧大栃高校にあるもの、地下書架にあるものも含めて、現在終わっておりませんで、今ある旧大栃高校等で集中管理をしているのが 3,600 メートルほどあるんですけれども、その中で最終的には 2.1 キロメートルぐらいが公文書館に来なくてははいけないだろうと。これは、他県の先進例を見たら、85%ぐらいは文書情報課に移管されたものから4つの基準を満たして選別されるということなんですけど。この選別は、開館までの間に終わらせて、公文書館に引き継ぐべきものについて整理をしていきたいと思っておりますが、まだその作業は終わっていない。公文書館に行ったら、毎年発生する選別については、速やかに選別が終わるような作業を進めていきたいと思っております、そのために必要な体制をどうしていくか現在検討しているところです。

◎池脇委員 部長のおっしゃるとおり、そこが一番大事で未処理の行政文書がたまっているわけです。今の体制で処理をしていたのでは、たまる一方です。だから、このように新しく公文書館を設置をすることにおいては、まずその処理をどれぐらい早めていけるのか人員の補充と能力の高さです。その率を上げていかななくてはいけませんので、そのためには、例えば作業室が通常の広さではだめだろうと。既存の部分を処理するための作業処理

場も必要と考えた場合には、作業所のスペースはかなり広くとっておかないと平常の形に持っていけない。常にそういう宿題を抱えたままずっと作業を続けていかななくてはならないことになってしまうわけです。そういうことも踏まえますと、この1,500平米が本当に適正なのかどうか。御説明の中には、そうした部分がどこまで考慮されてるのかが、見えないんです。作業室の重要性も強調はされませんでした。だから、一般的な作業スペースぐらいしかつくりません。そうすると、そこで作業する人だって限定されますから、機能が高まるわけがないんです。現状を打破することはなかなか難しいことがあります。そういうことを本当に踏まえて議論をされたのか。

◎梶総務部長 今持っているものも、旧大栃高校や地下書庫にあるものの選別作業は開館までに終わらせたいと思っておりますが、作業室に十分なスペースが必要というのは委員御指摘のとおりでして、1,500平米の積み上げにおいても、作業室については120平米ぐらいは必要ではないか。120平米ですので、10メートル掛ける10メートル以上ですから、相当な広さではないかと思えますけれども、事務室の1スペースとかではなくて、作業専用のまとまったスペースを確保していくことで検討させていただいているところです。

◎池脇委員 何か所か、他県の施設も見てこられたと思いますけれども、高知県の公文書館は、どういう特徴を持たした公文書館にしようとしているのか、その点のお話もありませんでした。沖縄県では、明確に目的があつての公文書館になっておりますし、香川県も、図書館と併設した形で展示を非常に重要視した公文書館になっております。各県のそれぞれの公文書館で特徴が出ています。それに合わせた施設のスペースを持っております。だから、どういう特徴を持った公文書館に高知県はするのかがなくて、単なる歴史文書进行处理する一般的な形での公文書館をつくるイメージを説明の中で持ったんですけれども、それではだめだろうと思います。どういう特徴を出すあるいはどこかの県で、ここは高知県に似ているからこういうことをしたいと議論をされたんでしょうか。

◎梶総務部長 今、委員御指摘いただいた沖縄県や香川県は非常に特色がある、かつ、目的意識が明確な公文書館であると承知しております。例えば、沖縄県ですと床面積が7,700平米、香川県ですと4,500平米という非常に大きな面積を確保しております。一方で、私ども全国の公文書館の状況をお聞きしています。四国で言いますと、徳島県だと1,700平米、中国地方まで延ばせば、山口県が1,200平米、岡山県が1,700平米でして、先ほど課長の説明にもありましたけれども、明確な目的意識を持って、全国的にも一、二を争うような公文書の活用をしていこうといった団体については非常に大きな面積を持っておる。一方で、全国的に有名になるような特色を持っていない県の公文書館の面積は、私どもが設置を考えております公文書館とほぼ遜色はないと思っております。不幸なことですけれども、私どもの大きな特徴は戦前の文書がないことです。今申し上げた、例えば徳島県とか岡山県とか山口県は戦前の文書があるようでして、どのように展示していくかということで対

応しているようです。そのような状況を比べると、面積的には遜色がないというのが私どもの今の意見です。一方で、どのような特色を持たせていくかは、さまざまな展開が今後あり得るだろうと思っております。課長が申しあげましたように、展示室、あるいは研修室といったスペースも設けさせていただきたいと思っておりますが、その中のどのようなイベントで、県民の皆さんに公文書にふれていただくか具体的な内容については、また開館までに十分検討させていただいて、面積は沖縄県や香川県ほどではありませんけれども、特色を持った公文書館とさせていただけるように、皆様から御評価をいただけるような対応をしていきたいと考えております。

◎池脇委員 総務部長のおっしゃるように、実現できますように御期待しておりますので、しっかり知恵と汗をかいていただきたいと思います。

◎米田委員 だんだんと実現に向けて動き出したことで御苦労ですが、1,500平米は今ある面積の4割程度よね。ほかのいろいろな活用の仕方があるけど、やはりベースとしては、公文書館をどうするかをメインにおいて、必要な床面積をきちんと確保した上で、残余をどうするかという考え方をしないといけないと思いますので、議会でもいろんな意見が出てますので、引き続き関係者または専門家の方々の公文書も含めて意見を聞く場を持つべきではないか。

それと、高知こどもの図書館の話出ましたが、元図書館でしたからいいかというイメージもあったんですが、ただ、もう一つのまんが甲子園等展示スペース、なぜわざわざあそこへ来ないといけないのか。誰が管理するのか。そして、高知県生涯学習支援センターは、あえてあそこに持ってきたほうが、そこのセンターの活動からいってもいいのか懸念はしますので、そういうことを含めて、十分意見を聞き、議論を引き続きしたほうがいいんじゃないか。

もう一つは、公文書館の事業費は大体どんなに見込んでおられるのか。

◎松岡政策企画課長 まず、事業費ですが、今概算でいくと9億6,000万円ぐらいです。空調設備とか今まで全然やってきてないので、全部やり変えないといけない。一方で、同じぐらいの図書館仕様の建物をつくると、19億円ぐらいかかることもあって、それで大体19億円で大体60年間。今回が今の概算で9億6,000万円で30年間なので、費用対効果で言えば、一つはそこそこなのかということと、やはり、高知城の中でも、あそこのスペースの建物を壊してしまうともう手に入らない部分もあるので、今回、耐震化や空調設備をしっかり修繕して活用していきたいと考えております。

高知県生涯学習支援センターは、本当に今移転先がない中で、例えば、高知の皿鉢とかいろいろな生涯学習教育の部分をやってくれています。先日も我々、高知こどもの図書館も高知県生涯学習支援センターも行ったんですけど、やはりいろんな方がかかわってくれていて、そういった方が気持ち折れないようにと、移転先がまだ決まっていなかった中で、

平成 30 年から平成 32 年の間があくんですけど、一定移転先が見えるのはいいんではないのかと。あそこだけで今までやってきた全ての事業ができない部分、スポーツ関係の部分なんかは、あそこを核としながら周りの施設と連携しながらどんなにやっていくかは課題になってくるんですが、まずはそういった形で取り組んでいきたいと考えてます。

それから漫画については、漫画家の方からいただいた色紙等ですけども、今、県庁の地下室とかに置いてまして、作品数が 9,672 点と膨大な量になってきています。公文書と同じように県庁の地下は湿気が多くて劣化が進むこともあって、去年から旧大柝高校の 1 階の校長室にも保管しているんですけど、まずはまんが王国としてやってきたことをきちんと保管したい。大々的ではないんですけども、やはり高知県は漫画文化の発祥の王国ですと、観光客の方にも見ていただきたいと今回この活用を考えたことです。

◎梶総務部長 高知県生涯学習支援センターは、いろんな施設との連携が期待できると思ってます。例えば、ココプラも生涯学習に相通じるものがあると思います。今は大原町ですからなかなか連携は難しいですけども、図書館跡に来れば永国寺と近くなりますので連携ができると思いますし、オーテピア、新図書館との連携もできると思います。県民への学習支援という観点から、図書館跡、新図書館、永国寺一つのエリアとして位置づけることで、相互の連携を強化することができるのではないかと考えておりまして、図書館跡の活用がいいのではないかと検討させていただいているところです。

漫画については、今課長が申し上げましたけど、一方で、高知市との役割分担はあるだろうと。かるぼ一とは、漫画の機能を持っている観点から暫定的に資料に書せていただいていますけど、資料の置き場に大変苦慮していることはありますが、一方で、高知市との連携、役割分担も考えていく必要があることから、暫定的という表現をさせていただいております。

◎横山委員 先ほどから議論されていることと関連すると思うんですけども、部長の答弁でいろんな相乗効果を狙ったということで、積年の課題であった歴史的公文書を保管する貴重なスペースにできることと、高知こどもの図書館、高知県生涯学習支援センター、いろんな相乗効果が生まれるのは、すごく大切なことだと思うんです。限られたスペースの中で子供もいっぱい来る、いろんな生涯学習で来られる方もいる。公文書はどういう取り扱いをされるんだろうというのがあるので、物理的な定量的なスペースの確保とか、機能的な構造的な面と、もう一つやはり定性的な感覚的な区分けというのも大事なことなんじゃないか。やはり主客が転倒しないように、公文書というのを大事にさせていただきたいと思っております。

要請です。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

ここで、一旦休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

(昼食のため休憩 12時5分～12時59分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈人事課〉

◎桑名委員長 次に、「職員の懲戒処分について」、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 それでは、お手元の総務委員会、報告資料、赤ラベルの人事課をお開きください。

まず、部長から総括説明で申し上げましたとおり、11月15日付で1名の職員を懲戒処分としました。懲戒処分の公表基準に沿って御報告をします。

処分を受けた職員は、幡多福祉保健所臨時的任用職員、中山和枝、29歳です。処分の(3)のところですが、処分の事由は、本年10月4日の午後8時ごろから同日午後10時ごろまでの間、宿毛市内の飲食店において友人と飲食し、ビール中ジョッキ1杯の半分に足りない程度と、返盃で日本酒に口をつけた程度を飲み、飲食後、同飲食店駐車場に置いてあった自家用車を運転して帰路に着き、午後10時10分ごろ、立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場において、自家用車を後進させたところ、駐車中の第三者の自動車に接触して損傷させたものです。

事故後に降車をして損傷の程度を確認しましたが、コンビニエンスストアへの報告及び警察署への事故報告を行うことなく現場を立ち去り、その後も事故報告を行わなかったものです。

3段落目ですが、翌日10月5日午後8時ごろ、コンビニエンスストアの防犯カメラ映像から事故を起こした車両の所有者を特定した宿毛警察署の警察官から事情聴取を受け、飲酒後に自動車を運転して物損事故を起こし、その事故報告をすることなく現場を立ち去った事実が判明したものです。

飲酒運転から物損事故に至った状況について、本人からの聞き取りに基づき少し詳しくお話をさせていただきます。

当該職員は10月1日土曜日付で雇用し、1日、2日が週休日でしたので、10月3日月曜日から幡多福祉保健所において勤務をしておりました。出勤2日目の10月4日火曜日ですが、福祉保健所での仕事を終え、午後7時半ごろ託児所に子供を迎えに行き、友人と約束をしていた飲食店に子供を伴って自家用車で行っております。飲食店では、本人及びその子供を含め、大人4人、子供2人で飲食をしており、全体ではビール中ジョッキ12杯、焼酎2杯、日本酒2合を注文したと述べております。当日、本人は体調が悪かったことから、ビール中ジョッキ1杯の半分に足りないくらいと、日本酒を返盃で口をつける程度しか飲めなかったと主張しております。飲食後、自宅までの距離が近く、飲んだ量も少なく、

運転も大丈夫と思い、運転に及んだとのこと。そして、コンビニエンスストアの駐車場では注意不足から接触事故を起こし、損傷させた自動車の持ち主から怒られるのが怖かったと、事故を警察に報告しなければいけないことを知らなかったことから、コンビニエンスストアや警察署に事故報告をしなかったと述べておるところです。

飲酒運転は重大な事故につながる極めて危険な行為であり、県職員全体の不名誉となる行為であるばかりか、県民の皆様からの県政への信頼を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大で、全体の奉仕者として勤務すべき公務員の社会的信用を著しく失墜させる非行であるとしまして、11月15日付で懲戒免職処分としました。

平成9年11月以降、飲酒運転を行った職員の処分は、いわゆる二日酔いの場合を除き、免職としておりますが、今回の事案は自家用車を使用し、飲酒する目的で飲食店へ行き、飲酒後、代行運転などの飲酒運転を回避する手だても講じないまま自家用車を運転しております。また、重大事故につながるおそれのある飲酒運転を行い、実際に帰宅途中に立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場において、駐車中の第三者の車両に対する物損事故を起こしております。さらに、コンビニエンスストアへの報告ですとか、警察署への事故報告も行っておらず、いわゆる当て逃げとなっており、コンビニエンスストアの防犯カメラの映像から事故を起こした車両の所有者を特定した警察署の警察官から事情聴取を受け、事実が判明したものであり、その行為の対応は悪質です。こうしたことを踏まえまして、懲戒免職処分としたところ。あわせて、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む全ての職員に対しまして、同日付でこのような行為が繰り返されることのないよう、飲酒運転の根絶と綱紀の粛正について改めて通知をいたしました。今回のことを単に1人の職員による不祥事としてのみ捉えることなく、県庁組織全体の問題として受けとめ、一人一人が飲酒運転の根絶に向けた意識を持ち続けるように取り組んでまいりたいと考えております。

改めて、県民の皆様におわび申し上げますとともに、全ての職員に対しまして、職員としての基本である法令遵守、それから規範意識、公務員倫理の徹底をしまして、県民の皆様への県政に対する信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

今年度に入ってこのような事件、そしてまたこの後も支給の誤りとミスが続いております。緊張感を持って、また自覚を持って仕事に取り組んでいただく。また、皆さん方だけではなく、全ての職員の皆さん方にこの思いを伝えていただきたいと思います。しっかり綱紀粛正に努めていただきたいと思います。

委員長から一言言わせていただきました。

質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎桑名委員長 次に、「扶助料の寡婦加算の支給誤りについて」、職員厚生課の説明を求めます。

◎松本職員厚生課長 共済年金制度の開始前に退職しました元職員の御遺族の方に支給をしております扶助料の寡婦加算について支給誤りがございましたので、御報告をします。

お手元の総務委員会資料、報告事項という資料の職員厚生課の赤いインデックスがついたページをお願いします。

1の事案の概要ですが、最初に下の括弧の中をごらんください。昭和37年の共済年金制度の開始前に退職しました元職員に対しましては、恩給等を支給しておりますが、この受給者が死亡したときには、御遺族の方に扶助料が支給されます。この扶助料の受給者が妻である場合には、年齢が60歳以上などの要件を満たしますと、寡婦加算が合わせて支給されることになっております。ただし、この妻が扶助料以外に政令で定めます公的年金、例えば国民年金法に基づく障害年金や、厚生年金保険法に基づく老齢年金や障害年金、こういった公的年金を別途受給している場合には、年金額が調整をされまして、減額または全く支給されないこととなります。

本事案は、この恩給や扶助料の受給権の調査を2年ごとに実施しておりますが、本年8月に実施しました調査の中で、本来は全額支給すべき寡婦加算額を誤って調整してしまい、支給していなかった事案が3件あることが判明したものです。支給誤りになっておりました受給者は下の表の3名の方でして、裁定時期、つまり寡婦加算の額を決定した時期は、古い方で昭和59年3月、新しい方で平成14年9月となっております。また、未支給額については、平成28年9月分までで計算しまして、多い方で470万円余り、少ない方でも約190万円となっております。

次に、2の支給誤りの原因ですが、裁定時には御本人から寡婦加算の調整対象となる年金を別途受給しているか、受給していないかの2つの選択肢のいずれかに丸をつけた申立書を提出していただくことになっております。本事案ではそれが受給しているとなっておりますが、実際には調整対象ではない別の公的年金を受給しておりまして、年金の種類等の十分な確認をしないままに調整を行っていたものです。

このため、次の3のところにございますように、今回の支給誤りが判明しました後に、今年度の受給権調査の対象の方に加えまして、過去5年間、平成23年度までさかのぼりまして、お亡くなりになっている方も含め、寡婦加算に誤りがないかどうかを調査いたしましたが、調整誤りはこの3件のみでした。

次に、4の今後の対応ですが、裁定時期にさかのぼりまして、未支給分の寡婦加算額を追加支給するように手続を順次進めております。支給誤りが判明しました3名の方のうち、Aさんは今回の支給誤りの判明後お亡くなりになっておりますが、相続人の方に対しまして事情を御説明し、謝罪の上、追加支給しました。Bさんには御本人に事情を御説明し、

謝罪の上、追加支給しました。残りのCさんについても支給誤りの判明後にお亡くなりになっておりまして、相続人の特定に時間がかかりましたが、相続人の方が複数いらっしゃいまして、現在、御連絡をとっているところです。

次に、5の再発防止策ですが、今後の扶助料の新規裁定や、また2年ごとに実施をします受給権調査のときに、この寡婦加算の調整について十分な確認ができますように、チェック項目や注意点などを整理しましたマニュアルを作成しました。

今回の件については深く反省をし、今後このようなことを決して起こさないよう十分に注意して業務を行ってまいります。本当に申しわけございませんでした。

職員厚生課からの説明は以上となります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 この支給誤りがどうして判明したのか、経過を。

◎松本職員厚生課長 恩給などを受給しております方が、現在、受給権があるかどうかを確認するために、2年ごとに受給権調査をしております。その中で、別途、公的年金を受けているかどうかを報告していただくようになっております。今年度の調査を8月に行いましたが、出てきた書類を見たときに、調整のかからない年金を書かれているにもかかわらず、調整がかかっているんじゃないかと疑問に思いまして、詳しく調べてみたら、誤って調整をかけていたことが判明したものです。

◎米田委員 そうしたら、今まで2年ごとの届け出のときは他の公的年金の名前を書いていたのか。何で、今回だけその人は書いていたのか。

◎松本職員厚生課長 対象となる方が御高齢の方ばかりで、中には正確な年金の名称を書かれてない場合もございました。ただ、それを確認する担当職員についても、従来からこれでやってきていることで、間違っていないだろうと先入観もございまして、結果的には十分な確認ができていなかったことだと思います。

◎米田委員 今、国会で年金問題もいろいろ議論されましたけど、年金は人の大切な命綱なわけで、しかも今聞いたら、高齢の方ばかりですから、そのマニュアルとかももちろん大事ですけど、この仕事の意味、その重みをきちんと受けとめた仕事をしないと、これはびっくりしているのと、確かにあり得ることかもしれないけど、何十年も前例踏襲でずっと来ているわけ。たまたま判明した人がそういう視点で見たからよかったものの、その状況、歴史を見たときに、本当に一つ一つの仕事が大変だけど、県の職員の皆さんの仕事は人の命、生活が本当に直接かかっていることは、幹部も含めてしっかりしないと、単にマニュアルだけのことをしてはいけないと思います。マニュアルをつくるだけでなく、そういう業務の姿勢は十分議論もした方がいいと思うんですけど、どんなに姿勢を正していくのか。

◎梶総務部長 委員の御指摘のとおりです。職員厚生課では、退職金の支給とか恩給等の

支給をさせていただいております。いずれも、御高齢の方が対象で、かつ、その後の生活に非常に重要な要素を持っているものです。ここではマニュアルの整備を書かせていただいておりますけれども、ふだんから県民の皆様の生活を支える仕事をさせていただいているんだという自覚を持って当たるように、私も含めて担当職員が気を引き締めて対応させていただきたいと思っております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈税務課・管財課〉

◎桑名委員長 次に、「税外未収金対策及び債権管理条例（たたき台）について」、説明を求めますが、税務課と管財課に関連しますので、2つの課から説明を受け、質疑については説明後にあわせて行うことといたします。

まず、税務課から説明を求めます。

◎松岡税務課長 税外未収金対策及び債権管理条例のたたき台について、管財課とともに御説明を申し上げます。

総務委員会資料、報告事項のうち赤いインデックス、税務課・管財課連名となっておりますところのページをお願いします。

まず、1の税外未収金の現状ですが、米印、詳細は別紙としております。資料の4ページをお願いします。平成27年度決算時点の県税以外の県の債権で未収となっているものは、表の一番下の合計の部分ですが、28課56債権で52億7,100万円余りとなっております。未収金のうち、大きいものは、左側に番号を付しておりますが、11番、経営支援課の3種合計、39億7,100万円余りで、このうち、モード・アバンセ関係が25億円と大半を占めております。次が28番、人権教育課、24番、住宅課となっております。これを表の右端の部分ですが、債務者1人当たりで見ますと、例えば経営支援課の産業パワーアップ融資ですと、1人当たり11億7,900万円余りとなっておりますのに対しまして、住宅課、人権教育課とも、債務者1人当たりは30万円ほどとなっております、大きく差がある状況となっております。

1ページにお戻りをいただきまして、ドーナツグラフの部分ですが、未収金52億7,100万円余りの96.0%を右下の③の私債権が占めておりまして、①、②の公債権は、合わせて4%程度の状況となっております。

債券区分ですが、グラフの下の表にございますように、税外未収金は公債権と私債権に大きく区分されます。行政処分に基づきます公債権は、①の強制徴収公債権、②の非強制徴収公債権とも消滅時効が5年であるのに対しまして、対等な立場での契約に基づきます③の私債権は自力執行権等がなく、裁判所を通じた手続による必要があること。時効期間

も、債権の種類により異なりますが、貸付金などは10年と長く、また、債権の消滅には時効の援用が必要であることなど、公債券に比べ累増しやすいものとなっており、未収金対策としましては、私債権への対応が中心となってまいります。

この未収金対策については、本会議を含めまして、これまで多くの御指摘をいただいております。2の決算特別委員会等の指摘のところですが、平成27年の決算特別委員会では、教育関係の奨学金について、借りていることを御本人が知らない場合などもあり、個別のケースごとにしっかり対応するよう。また、公費を原資としていることや公平の観点から回収に取り組み、償還率を向上するよう御指摘をいただきました。

次に、平成28年9月の平成27年度高知県歳入歳出決算審査意見書におきまして、監査委員から、一部に収入未済額の増加している債権が見られ、今後とも、新たな未収金の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めるよう御指摘をいただきました。

昨年度の包括外部監査のテーマが、私債権管理の適正化及び効率化についてとなり、平成28年3月の外部監査人からの報告におきまして、私債権の回収強化のため外部委託を進めること。管理を徹底し回収を強化した上で、回収困難なものについては債権管理条例を制定し、整理促進を図ること。管理徹底を図るための体制強化をすべきこととの提言をいただきました。

これら御指摘を受けまして、債権回収の強化に取り組んでおりまして、この内容については、次の2ページ、3の債権回収の強化方針をごらんください。

まず、これまでの取り組みの強化です。人事異動等によりまして、各課とも税外未収金を担当する職員が数年ごとに変わりますので、庁内連絡会議や研修会などを通じまして、常に知識、能力の向上を図る必要がございます。これらを通じ、未収金全般について、適切な督促を行いますとともに、早期対応を充実するなどしておりまして、引き続き各課と連携して取り組んでまいります。

(2) ですが、昨年度の包括外部監査の御指摘、御提言を受けまして、本年度から新たに外部委託に取り組んでおります。債権を多く有する4つの課、具体的には児童家庭課、住宅課、高等学校課、人権教育課の困難事案40件、3,200万円余りについて、4名の弁護士に370万円余りで委託を行っております。11月末現在で、納付済みを含みます納付約束に至ったものが半数近い18件、今後さらに精査が必要ですが、法的措置への移行検討中のもの10件、猶予措置適用見込み1件、債権放棄の可能性のあるもの5件などとなっております。これまで債権所管課からの呼びかけに一切反応がなく、回収や整理の方向性が定められなかった案件が大きく変化してきております。また、これまでの回収実績も300万円を超えており、年度末までには委託料をクリアできるものと考えておりまして、弁護士への委託の有効性が確認できましたので、来年度以降も取り組んでまいりたいと考えております。

さらなる手法としまして、支払督促の制度がございます。枠内に制度の概要を記載しています。支払督促は、裁判所が債権者である県の申し立てを審査した上で、債務者に対しまして支払いを求める手続です。支払督促の送達後、異議申し立てがなければ、仮執行宣言を申し立てることが可能となり、これにも異議申し立てがなければ、裁判所を通じ、強制執行を申し立てることができる制度です。なお、債務者から異議申し立てがあれば訴訟手続に移行しますが、通常訴訟よりも費用や時間の面で有効な制度となっております。

支払督促の活用方針です。未収金のうち大半を占めます私債権については、法的手続を行う場合には裁判所を通じる必要がございますが、法的措置の中でも、この支払督促は迅速かつ低額で実施が可能でして、今後、誠意の見られない債務者に対しましては、積極的に活用したいと考えております。現在、複数の課の債権について、支払督促申し立ての準備を行っております。

ただ、課題もございまして、地方自治法の上では、「訴えの提起」には議会の議決をいただく必要がございます。支払督促そのものは「訴えの提起」には当たりませんが、債務者から異議申し立てがなされた場合には、支払督促申し立て時にさかのぼりまして「訴えの提起」があったものとみなされ、議会の議決をいただくことが必要となります。異議申し立てをするかどうかや、いつするかを決められますのは債務者側ですので、県が支払督促制度を活用しようとする場合、異議申し立てがされる可能性や、議会の議決をいただく手続について、その都度慎重な検討が必要となっており、機動的に活用できる状況とは言えず、対応に苦慮している現状です。

税務課からは以上でございます。

◎桑名委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎沢田管財課長 資料の3ページお願いします。4の高知県債権管理条例（仮称）の検討状況について、条例は管財課が所管することとなりますので、条例のたたき台として検討状況を説明させていただきます。

先ほど税務課長から説明がありましたとおり、債権管理について、これまで県議会や監査委員から、本県の税外未収金の現状を踏まえた厳しい御指摘と適正な管理の重要性についての御意見をいただきますとともに、昨年度の包括外部監査におきまして、適切な債権管理のためには、回収困難な不良債権を長期間管理することは、効率的な管理という観点からは好ましいことではなく、債権放棄条項を含んだ債権管理条例、特に時効期間が経過しており、債務者が時効を援用すれば消滅する債権については、効率的な債権管理の観点から時効の援用がなくても債権放棄できる条項を含んだ条例を制定してはどうかとの御提言をいただきましたところから、弁護士の見解も聞きながら、条例制定についての検討を行ってまいりました。

まず、全国の条例制定の状況です。債権の管理に関する条例については、既に全国で9

都府県で制定されており、条例案の検討に際しましては、これら他都府県の条例を参考に検討してまいりました。

次に、条例の全体構成案です。他自治体の条例の構成を見てみますと、大きく分けまして、適正な債権管理の実施や債権放棄を含んだ債権の整理を促進する条項など、債権管理全般を総合的に定めました総合型の条例と、債権放棄条項に特化した特化型の条例とがございます。本県の債権管理については、地方自治法に加えまして、県の財産規則などでその取り扱いが定められているところですが、より適正な債権管理を行うための条例という観点から、債権管理全般を定める総合型の条例としたいと考えております。そのため、自治法や財産規則の定めと重複する内容も規定することとなりますが、条例には債権管理の基本姿勢や、債権回収などの重要な事項を定めますとともに、他の自治体の条例全てで定められております債権放棄についての条項を設けたいと考えております。

次に、債権を放棄する場合の要件です。まず、放棄できる債権の上限額を定めたいと考えております。資料の4ページをごらんください。先ほど税務課長からも説明ございましたように、本県の税外未収金の現況については、奨学金や県営住宅の家賃など、1件当たりの債権額が少額なものがある一方、表の中ほど、商工系の融資に係る税外未収は1件10億円を超えるなど、特別な債権がございます。こういった本県の実態を踏まえ、昨年度の包括外部監査でも、高額な債権放棄の妥当性は議会の審議を経て判断すべきである旨の御意見もいただいているところから、権利放棄の是非をより慎重に扱うため、条例による債権放棄については金額の条件を設定したいと考えております。

3ページにお戻り願います。額については、知事が専決できる損害賠償の金額が1件500万円以下とされていることに鑑みまして、当該債権及びこれに係ります遅延損害金等の合計額が500万円以下の場合に放棄できるものとしてはどうかと考えております。500万円に設定すれば、商工業の融資など高額な債権を除き、奨学金や県営住宅の家賃など、大量反復して同様の債権が発生することが想定されます一般的な債権のほとんどのケースが対象になるものと考えております。

次に、上限額を設定した上で放棄できる債権の要件について検討をしたものを表に整理しました。まず、上から3項目が消滅時効の完成した債権の放棄についてです。他の自治体の例を見ますと、消滅時効の完成した債権の放棄に際しまして、時効期間の経過のみで放棄ができることとしている自治体と、それに加えてさらに一定の要件を課してる自治体とがございます。本県におきましては、先ほど税務課長が説明しました未収金回収についての弁護士委託の案件におきまして、消滅時効期間が経過している場合でも支払いの意思を示した例が多かったことや、これまでの債権管理が十分でないケースも考えられますので、放棄に際しては、最終的な確認を行う意味で一定の要件を定めたいと考えております。要件については、他県の例を参考に、国税徴収法、地方税法の執行停止の要件と同様の規

定としたいと考えておりますが、一方で、放棄の対象となる債権は既に消滅時効が完成しており、債務者が時効を援用すれば直ちに法的に消滅し、法的手段に訴える意味のない債権であること。私債権については、調査権限がないことなどから、調査等に過重な手間やコストといった負担を伴わずに運用できるものとなりますよう、3つ目の要件については、所在不明のみを要件としてはどうかと考えております。

資料の5ページをごらんください。平成26年度決算時点の滞納事案の処理状況をまとめたもので、昨年度の包括外部監査の報告書から抜粋したものです。消滅時効の完成した債権が放棄の対象ですので、表の下段、時効期間が経過しているもの、下から2段目、小計の件数で23.26%、金額で4.94%が条例に基づき放棄が可能となる対象となり、放棄の決定に際しては、先ほど御説明申し上げましたように、それぞれの債権について、最終的な確認を行った上で放棄を決定することとなります。

3ページにお戻り願います。4つ目の項目は、徴収停止の措置をとっても履行が困難な債権の放棄についてです。徴収停止の措置については、地方自治法、高知県財産規則で取り扱いが定められておりますが、停止後の取り扱いについては規定がなく、現状では債権が消滅するまで管理を継続する必要があるとございます。先ほど税務課長が説明しましたとおり、公債権の場合は、自治法の規定に基づき、消滅時効の期間の経過により債権が消滅しますが、私債権の場合は、債権が法的に消滅するまで管理を続ける必要があるとございます。そのため、債権管理の効率性の観点から、生活困窮など徴収停止の要件に合致する状態が一定期間継続する場合には放棄できることとしたいと考えております。また、一定の期間の考え方について、国税徴収法・地方税法におきましては、3年経過して同様の状態の場合は債権が消滅するとされており、その期間の考え方に準じまして3年としたいと考えております。

最後の2項目は、いわゆるみなし消滅した債権の放棄です。みなし消滅の取り扱いについては、国の債権管理事務取扱規則に倣い、高知県財産規則で定められている制度でして、法人の破産や本人の死亡など、実質的に債権の行使が著しく困難な債権について、会計上の不納欠損処理を行うことができるとされており、ただ、この場合でも法的に債権としては存在しますので、県では別途、整理簿で管理することとしておりますが、実質的な債権としての価値は消滅しておりますところから、放棄対象としたいと考えております。

徴収停止、みなし消滅とも、現状では事例は少のうございますが、今後、債権管理を適正に実施し、さまざまな手段を講じる中で、一定の制度の活用も見込まれますので、効率的な管理の観点から、放棄の対象として整理したいと考えております。

また、これらの要件に該当し、放棄した債権については、(2)の条例の構成(案)の4ぽつ目にありますように、議会に報告をさせていただきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールの予定です。本日報告させていただきました内容について、

方向性の御了解がいただけましたら、今後さらに調整を行った上で、条例議案を2月県議会に提出し、御審議をいただきたいと考えております。

以上で、管財課からの説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 債権管理条例については、総合型できちんと組み立てていくことで、本当に御苦労さまと思います。

一つ、前段でお聞きしたいのは、まず、非強制徴収公債権ですけれども、これは1億5,000万円ぐらいあると書かれてますけれども、徴収状況は、どういう状況になっているのか。

◎松岡税務課長 お手元資料、4ページに債権ごとの種別が載っています。この中で、中段ぐらいに債権区分というところがございますが、ここに2と表示されておりますのが非強制徴収公債権です。金額自体は多うございますが、中身を見ていただきますと、私債権同様に、生活困窮者あるいは福祉的性格の強い債権が多うございまして、本来行うべき債権回収の取り組みであります督促状とか催告とかいったことは既にやってきているところですが、なかなか反応がいただけないケースも残っておりまして、そういったものを中心に、こういった金額になっているのが現状です。

◎橋本委員 多分そうだろうと思います。公債権ですので、要は時効が5年で不納欠損をどんどんしていく形になるんだろうと思います。債権の条例をつくっても、多分、取り扱いについては同じ形が踏襲されていくのかと想像できるところです。

それから、もう一つ支払督促の運用についてです。先ほど説明があったように、支払督促を使うことは、逆に、そのことに対して対応しなければならない一つの形が出てきます。だから、この支払督促にはかなり慎重な対応が要るんだろうと思います。基本的にはやはりそれに経費が乗っかかってきますので、その辺についての見解もお聞きをしておきます。

◎松岡税務課長 支払督促は御説明しましたように、2回、債務者の方に文書をお出ししまして、特に督促異議がなければ強制執行という手段に移ることになります。強制執行は、債権執行、動産執行、不動産執行、3種類ございますが、調査権がない私債権でいきますと、判明しやすいのはやはり不動産になろうかと考えています。そうしますと、予納金が50万円ほど必要になってまいります。ということは、それに見合う財産がなければ、そこに行くことができない、行ってはいけないということですので、可能性のあるものを抽出してやっていくことになろうかと考えております。

◎橋本委員 確かに県に先んじて、債権管理条例を県内の市町村の中でもつくっているところがあります。多分、ほとんどの市町村が、この未収金については非常に頭を痛めているところだろうと思っています。その管理についても。だから、県がこういう債権管理条例制定をすれば、多分、市町村のほうもそれに倣った形が出てくるのではないかと思っています。その辺の市町村に対する指導とか、そういう方向性で物事を考えてもいただきました

いと思います。部長に、そのことについての所見を求めておきたい。

◎**梶総務部長** 当然、この条例について御議決を賜るということになれば、その内容については市町村にお知らせをし、御参考にしてくださいという助言はさせていただきます。一方で、債権放棄を含むことから、県民、市町村民の財産について、一件一件、今まででしたら議会で議決を賜らなければいけないものを、条例という形で、執行部に権限を委任いただくような形になりますので、私どもが各市町村の執行部に「ぜひこうしてください」と言うよりは、むしろ、市町村議会で大いに御議論をいただきたいという御助言になるのではないかと思います。

◎**橋本委員** よろしくお願ひしたいと思います。部長のおっしゃるように、我々の専決をする事項を執行権者に渡すことになりますので、それぞれの市町村議会がどう判断するかはまた別として、そういうことも含めて、また我々の議会の側と執行権者の信頼関係でこういう条例はつくられることに対して、しっかり頭の中に入れていただいて、この条例の運用に励んでいただければありがたいと思います。

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎**桑名委員長** 次に、「高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成時期の見直しについて」、市町村振興課の説明を求めます。

◎**成田市町村振興課長** 高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成時期の見直しについて御報告をさせていただきます。

総務委員会資料、報告事項の赤いインデックス、市町村振興課のページをお開きください。今回の御報告の趣旨ですけれども、1番にございますように、6月議会のこの総務委員会で御報告をさせていただきましたが、高知市を中心としました連携中枢都市圏構想について、これまで今年度中の形成を目指して高知市と県内全市町村で、ともに取り組みを進めてまいったところです。このたび、高知市から圏域の形成時期を平成29年12月をめどに延長する旨の表明がなされました。これは今回の取り組みが全国に前例のない全県での取り組みでして、全国の注目度も高いことから、もう少し時間をかけてよりよい取り組みとしてまいりたい考えによるものです。

2で、これまでの経緯について御説明をします。本年5月に、各市町村長の皆様方に連携中枢都市圏の取り組みについて御説明をし、全市町村で協議を進めていくことについて御了解をいただきました。6月には、市町村への説明会を実施をさせていただき、各市町村からの連携事業の提案を集約させていただいたところです。その後、8月には、いただいた提案を踏まえ、高知市において連携事業のたたき台の作成に向けた検討を行うとともに、県内各ブロックで高知市と各市町村との意見交換を行ってまいりました。9月には、各市町村から連携事業のたたき台についての御意見を集約をし、高知市において事業内容

に反映することに努めてまいりました。そして、10月31日には、第1回連携中枢都市圏ビジョン懇談会が開催されております。連携中枢都市圏ビジョンについて、各界の有識者の皆様方による御意見をいただいたところです。この中では、県内全市町村での取り組みを前提に、議論を進めていくことが確認をされたところです。11月には、この制度を所管します総務省市町村課による中間ヒアリングが行われ、高知市に対しまして、県内全市町村での取り組みが全国的にも注目されており、全国から高い評価が得られる取り組みとなるよう期待しているといった御助言をいただいたところです。また、この間、多くの市町村から高知市に対して、連携事業を具体的な形にしていくに当たっては、企画担当課同士でなく、事業担当課同士の直接の協議の場も機会を持ってもらいたいという意見が寄せられておったところです。こういった状況を踏まえまして、高知市としまして、各市町村と事業担当課同士での具体的な協議といった時間を含めて、時間をかけた丁寧な議論を行い、連携事業の熟度を高めることで、全国的にも高い評価が得られる取り組みにしていく必要があるとして、圏域の形成時期を今年度末から来年12月末まで延長する見直しをされたところです。

なお、この延長については、11月に実施しましたブロック別の高知市と各市町村との意見交換の場で各市町村に対して御説明し、御理解をいただいております。さらに、今月6日に行われました第2回連携中枢都市圏ビジョン懇談会においても、高知市からスケジュールの変更と市役所の推進体制を強化することについて説明があったところです。

次に、3の県の対応方針です。県としては、人口減少、少子高齢化の中にあつて、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現していくためには、高知市を中心とし、県内全市町村を圏域とする連携中枢都市圏を形成することは大変有意義であると考えております。このため、これまでも総務部、産業振興推進部、さらには各産業振興推進地域本部が主体的に参画をさせていただいております。高知市との密な連携、あるいは、高知市と各市町村のパイプ役といったことで調整役を担わさせていただいてきたところです。今後も、具体的な事業提案について、高知市に積極的に提案を行うなど、引き続き、県と高知市との連携を密にしながら、連携中枢都市圏の形成の取り組みが全国的にも高い評価をいただければ、県勢浮揚に向けて効果的なものとなるよう努めたいと考えております。

なお、参考に今後のスケジュールを書いております。本年度は、高知市と各市町村との間で連携して取り組む事業について、まず、高知市と県の事業担当課でより深い検討を行い、それを年度末までに詰めを行った上で、各市町村に提示していくことをこれからしていく予定です。この検討に当たりましては、県としても積極的に提案をさせていただきたいと考えております。来年度上半期は、その練り上げた事業案をもとに、高知市、各市町

村、県の事業担当課でさらに練り上げ、下半期には、高知市の連携中枢都市宣言、各市町村の議決をいただいた上で、高知市と各市町村の間での連携協約の締結、ビジョンを最終的に固めることに取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 全国での注目度が高いということで、ハードルが上がったのかどうか、すごくいいことだろうと思うんですけど、枠囲みで書いてるところですけども、圏域形成に係るエリアを決めるスケジュール、これを全県でやる、これはどういうことですか。

◎成田市町村振興課長 全県の市町村で圏域を形成する意味でして、どこからどこまで圏域を形成するかを検討する意味ではございません。名前はまだ決まっておられませんので高知版と申し上げますけれども、高知市を中心とした連携中枢都市圏を、高知市ほか 33 市町村全部が参加して、連携協約を締結して実際に動き出す時期を延ばす意味です。

◎池脇委員 事業の連携ですね。連携事業ということになってますから。高知市が絡んだ広域の事業も現在ありますよね。そういう部分は、どういう位置づけになるんですか。

◎成田市町村振興課長 財源を振りかえたものに今回の財源措置を活用することはなかなかできない制度になっておりますので、今あるものに加えて新たな視点でこんなことをやったらどうかということ、高知市と 33 市町村、これからは県も入らせていただいて、新たな取り組みを検討しているということです。

◎池脇委員 今、県も、高知市中心でやられていた畜産処理のセンターの問題があります。これは、高知市が軸になって市町村と連携してやっている。こういう連携を高知市はもうやめよう。それで県が中に入って、新たな必要性があるから新たなものに取り組もうとしてると。一見必要であるものについても前向きな姿勢が高知市には見えないので、本当に大丈夫かと。そういう基本的な姿勢が確立されないと、新しい事業を興しても、途中で何らかの理由で、また高知市が「嫌になりました」となっても困るので、そのあたりの整理はできているんですか。

◎梶総務部長 食肉センターについては、これまで一部事務組合で、全市町村ではないんですけど、幡多地域の一部事務組合で運営されてきて、そこには県は関与してなかったわけですが、これまでの食肉センターの運営という経緯を踏まえて高知市のお考えはあって、私どもの考えといささか違うところがありましたけれども、今は新しい検討会を農業振興部で立ち上げて、そこに高知市も参画をしていただいて、前向きな方向になっていると考えております。一方で、全ての行政分野で、高知市と私どもの考えが一致するわけでは必ずしもないと思うんですけども、この連携中枢都市圏の取り組みをきっかけに、岡崎市長の議会での答弁を拝見しても、高知市が県勢浮揚全体に対して役割を果たしていくんだと。この連携中枢都市圏という財源措置も別途ありますので、その財源は全て連携市町村との

連携事業のために、当然のことかもしれませんが使えますというようなこともおっしゃっておられます。ということから、私ども、個別の政策で全て方向性が一致するかはこれからの議論になりますけれども、高知市には全県の県勢浮揚に向けて前向きに取り組んでいただけのではないかと期待し、また、個別の政策についても、そのような方向でこれから議論をさせていただきたいと思っております。

◎池脇委員 形をつくることも大事ですけれども、形はすぐ壊れていくんです。大切なのは形ではなくて、やはりそれぞれ参加する市町村と中核になる高知市、また県も含めて、その形をつくって、さらにそれを継続して効果を上げていく共通理念を共有していかないと、利害の関係でまたこれが形を崩していくことになれば、形をつくるのに一生懸命費やした労力が無駄になるわけです。食肉センターの問題だって、随分議論を重ねて一つの形をつくってやってきて、今日の状況の中で利害の問題が出てきて、結局はやめましょうということですよ。それなりに理由はあるんだろうけれども、やはり最後までそれを貫くことができないということは理念の共有ができていない。それに対する責任の担保がとられてないということです。だから、ここはまずがっちり固めておく必要があると思うんです。その上で、具体的な事業連携の形を模索していただきたい。それが固まらない段階で形だけ追求したとしても砂上の楼閣になる可能性もありますので、ぜひそれは今までの教訓を生かして対応していただきたいんですが、そのあたりの決意はどうですか。

◎梶総務部長 御指摘のとおりです。今、連携中枢都市圏ビジョン懇談会を2回開いてると説明にありましたけれども、実は私も副座長として参画をさせていただいております。その中で、高知市長あるいは副市長も御発言をされております。発言の趣旨は先ほど申し上げたとおりで、県勢浮揚に向けて高知市として汗をかかせていただくということです。具体的な理念と申しますか、方向性を同じくしている理念は今の程度です。これからその具体的な連携事業について議論をさせていただき、この中身は、高知市及び各市町村議会での御議決をいただく必要がございますので、生半可な形で形は崩れない。崩そうと思えば、また御議決をいただかなくてはいけないことになりますので、ある程度、この議決をいただくまでの間に理念を具現化し、連携事業の形でお示しができるようになるだろうと思っております。今、その熟度が低い状況と申しますか、まだ議論が必要という状況ですので、抽象的な説明にとどまらざるを得ないんですけれども、ぜひここは県としても魂を埋めるようにお手伝いと申しますか、むしろ積極的に提言をさせていただいて、委員の御懸念のようにならないように、高知市と一緒に、高知県全体、県勢浮揚に向けて取り組める体制を築いていきたいと思っております。

◎米田委員 ちょっとイメージをリアルにしたいんですが、他県での全県対象ではない都市間の連携中枢でこんな事業案が出ていますというのが、もしあれば教えてもらいたい。また、この連携中枢都市圏の事業によるメリットがどこにあるのか、その2つを教えても

raitai.

◎成田市町村振興課長 他県、さまざまな土地の事情なんかもあって、これがどうとなかなか言えないのですが。例えば、今現在、全国 15 地区で連携中枢都市圏の締結がされております。連携中枢都市圏の検討に向けて、総務省がこういう視点の取り組みが想定されるのではないかをまとめたものがありますので、その中から少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、連携中枢都市圏構想の取り組みに求められておりますのが3つございます。一つは、圏域全体の経済の牽引。これはどちらかというと、中枢都市ですから、高知市に役割を期待する部分です。同じように高知市に役割を期待する部分で、高次の都市機能の集積・強化がございます。それから、連携市町村を含めて、高知市とさまざまな連携の中で取り組んでいくべきものとして、圏域全体の生活関連機能サービスの向上といった、このア、イ、ウの3つの分野がございまして、例えば、経済成長の牽引で申し上げますと、戦略産業の育成ですとか、地域資源を生かした地域経済の裾野の拡大であるとか、それから観光を戦略的に考えませんかとかいうことです。イでいいますと、なかなか高知県に当たるところが少ないんですけども、一つには高度な医療サービスの提供がございます。それから、高等教育機関の環境整備といったものが例示で上がっております。あと、最後のウの生活関連機能サービスは非常に幅が広うございます。これを必ずやってくださいということではないですが、例えば、地域医療、介護、福祉、災害対応、地域内外の住民の交流、移住、そういった幅広いものを総務省が例示として挙げております。

◎梶総務部長 例示で申し上げますと、中核となる市と周辺の市町村で連携します。高松市でも倉敷市でもやっていますし、一番多いのは多分観光だと思うんですけど、例えば高松市にある観光名所栗林公園、倉敷市にもお城か何かあったと思うんですけど周辺市町村で周遊ルートみたいなのをつくりましょうと。入ってくるお客さんが一番多いのは高松市なり倉敷市なんです。そこで1泊をされる。すぐお帰りになるのではなくて、もう少しその周辺市町村にもこれだけの観光名所があるから、それを倉敷市にお泊まりになる皆さんに御紹介する。そのことによって、波及効果をみんなにもたらす例が典型です。

本県でいうと、高知市には宿泊施設が非常に多いので、高知市のホテルにお泊まりになった方にそのまま帰っていただくのではなくて、もう1泊されませんか。高知市でもう1泊するため日帰りで行っていただいてもいいし、幡多にもう1泊しませんかと、県内での周遊を、高知市に汗をかいていただいて、高知市にお泊まりになる方をメインに訴えかけていただくことで、お互いがウインウインといたしますか、高知市にとっても連携市町村にとってもいいことを目指していくのが、連携中枢都市圏の理念です。

◎米田委員 財政的な支援は特別に厚いものがあるわけですか。

◎成田市町村振興課長 中心となります高知市に対しては、これも総務省が明示をしてい

るモデル的な例ですけれども、圏域人口が75万人いれば、普通交付税で約2億円を措置しますと。加えて、特別交付税でア、イ、ウと申しあげましたウの取り組みに対して、特別交付税で約1億2,000万円を措置しますということです。アとイに2億円、イに1.2億円、合計3.2億円ぐらいが圏域75万人ぐらいであれば想定されますが、総務省の資料です。あわせて、高知市以外の連携をする側の市町村に対しても、ウに関する取り組みを中心に、年間上限1,500万円の財政措置があるのがこの制度です。

◎米田委員 大分、イメージがわきました。市の担当者とも偶然会って話したんですけど、全県視野でやった場合に、県の役割は、どうなるんだと。そこら辺はやはり県と中枢都市の高知市が十分な話をしないと、高知市がとってかわって県の仕事をやっていることになるわけで、県は連携とどういう役割を果たしていかなければいけないのか。

◎梶総務部長 実は、総務省から指摘を受けているのは、全市町村と連携をすると県の役割がなくなります、高知県は何も仕事をしなくなるんですかと聞かれるんです。私は、高知県に着任して2年目になりますけれども、高知県は高知市も含めてですが、各市町村との連携、同じ方向を向いて仕事をしている度合いはどの県にも負けないと思っています。その関係をいささかも変えるつもりはないと思っております、高知市と連携市町村の取り組みは、現在の県と全市町村の取り組みに、さらに強力で県勢浮揚を導くためのツールが加わると考えております。したがって、連携中枢都市圏でやることは、県ではなかなか難しいこととなります。例えば、日曜市を使った活用を何かやろうじゃないかと言われても、県はなかなかそれは我々の仕事ではありませんのでできないのですけれども、高知市に日曜市を使って、連携市町村の物産を売っていただくことができるわけです。県は引き続き、高知市を含めて全市町村との密接な関係のもと、さまざまな取り組みをますます加速する形で、より県勢浮揚に向けて多様なチャンネルで頑張っていきたいと考えております。

◎金岡委員 今言われましたとおり、やはり各市町村と高知市の両方ウインウインになるような形をつくらなければならないと思うんですが、残念ながら、迷惑になることについては、高知市は余り乗り気じゃないところも見受けられます。ですから、どちらかという和一極集中の方向に行ってるんじゃないかという懸念がありますが、いかがでしょうか。

◎梶総務部長 連携中枢都市圏で個別の課題が全て解決できるものでは必ずしもないことは、私どもも理解しながらやらせていただいているつもりなんですけれども。今、委員から御指摘のあった迷惑施設については、広域的な配置を考えるのは県の仕事ですので、県として考えていかなければならない仕事だと認識をしております、現在、具体的な調整をしなければならないと思っております。ただ、これは委員が御指摘いただいた方にも御確認いただく必要があるのかもしれませんが、高知市のスタンスは、今まではどちらかといえばもう話すら聞かないスタンスだったんですけれども、話のテーブルにはのって

いただいているのではないかと。必ずしも、連携中枢都市圏になじまないお話であっても、連携したいというのは高知市から申し出をさせていただいていますので、例えば嶺北地域の地域課題についても、それは我々の問題ではないと言うのではなくて、まずはテーブルにのせましょうと。その上で、できないこともあると思いますけど。そういうことで、これは私の主観的な判断、評価も入っておりますけれども、姿勢は多少かもしれませんが変わりつつあるのではないかと考えておりますし、私どもも県という立場で、地域課題の解決のために高知市にお願いできることがあれば、その調整の労をいとわずに対応したいと思っております。

◎**依光副委員長** 連携中枢都市圏構想が出てきたときに、高知市に一極集中じゃないかと、75万人で言ったら、他県であれば、県庁所在地と隣の町を合わせたらそれくらいの規模になるのが、高知県は全部合わせてそれくらいにしかないところで、英断で今回全県下ということになったんだと思います。このポイントは言葉が悪いかもしれないですけど、高知市以外の市町村がどれだけ高知市を利用する発想でやれるかだと思っていて、執行部はなかなか言えないかもしれないですけど、さっき観光でウインウインの関係をつくらと言われたんですけど、例えば香美市は、観光では高知市とくっついてたんですけど、高知市を利用するというのではなくて、やはり高知市にとられてる感じがあって、しかし、さっき言われた高知市とどこかということであれば、例えば、漫画施設を持っているかるぽーととアンパンマンミュージアムが、市町村だから連携ができる。県だったらやってくださいということができる。あとは、例えば、馬路村とか津野町がアンテナショップ的に高知市に出している分があるので、そういうところを応援して、高知市に来てくれた観光客が実は高知県ってこういうところがあるんだとわかるものを応援するとか。あとは、2拠点移住とかも、高知市に入ってきてというところを、今でも移住のところでも議論されているので。多分、9月の時点で市町村のたたき台が、余り出てこなかったのだろう、1年延びてよかったと思う。むしろ、総務省が言ってるような例示を言っても多分ぴんときない。だから高知市をどう利用するかという。例えば、香美市であれば、高知市に来た観光客を西にとられるのではなくて、とってくる発想で、何か一緒にやるとか、そういう議論になるように誘導していただきたいと思います。9月にどんな意見が出たのですか。

◎**成田市町村振興課長** フラッシュアイデアみたいなものからさまざま270ぐらい出ておまして、全部は申し上げられないのですけれども、多いのは、やはり地域の産品を高知市内で売れる、あるいは、高知市に来られる観光客にPRできる施設が欲しい。もちろん、高知市も高知県内にとっては大きなマーケットですので、高知市の皆さんにも買ってほしい、そういう意見がありました。それから、副委員長からお話がありました2段階移住について、高知市でしっかり1段階目を受ける仕組みをつくってくれという意見もありましたし、それから、部長が申しました広域観光につながるような、高知市にたくさん宿

泊所はあるわけですから、それを次へ展開するアイデアを出してくれということとか、それから、大規模災害時に支え合える仕組みづくりとか、大きく分けるとそういった意見がございました。あと、なかなかかなえるのは難しいかもしれませんが、地域の医療、福祉の人材不足を何とかできる仕組みは考えられないかとか、そういったような意見が多かったように思います。

◎**依光副委員長** 出てきたアイデアをどう実現させるかだと思いますけど、市町村も総合戦略をつくっていて、主体的なところがあると思うので、そこを地域本部とも連携しながら、一つのものにまとめるとか、いろんなものがあって高知らしいものができたらいいと思うので、国とも話をし、予算をいただけるものならいただいでほしいと思います。ぜひとも、要請です。お願いします。

◎**横山委員** 市町村と市が連携することなんですけど、自分も地域を回っていて、地域本部の人はすごく密に市町村の地域に入っているんです。やはりその地域、市町村のよさを知っている。これを高知市に売り出すんだみたいなことを知っていて、そのスキルがあるのはやはり県の地域本部、ひいては県が持つてるスキルじゃないかと思うので、一極集中の話も出ていましたけど、市町村にマンパワーもスキルも不足している中で、この地域本部、そして県がパイプ役というのは大事ですけど、やはり市町村の支援をしながら、この連携中枢都市圏構想が成功するように、ぜひとも要請をしておきたいと思います。

◎**梶総務部長** いささか反省しているのは、パイプ役に徹し過ぎたところがあります。なので、熟度を高めるという当初の目的の期間までに仕上げられなかったと反省をしております。今、委員御指摘ありましたとおり、地域に配置させていただいている地域本部がごございますので、その地域本部が今もパイプ役として活躍をしていたんですけど、むしろ高知市に対して提案する主体として県がかかわっていくべきではないかと思っております。3月までに県と高知市の間で調整をするのは、まさに県のノウハウを生かしながら、県がこういったことをやればいいんじゃないかということを具体的に、各市町村がイメージしやすい形で提案し、高知市と議論し、各市町村に提案できるようにしたいと思っております。

◎**池脇委員** これは地方創生とのかかわりはあるんですか。

◎**梶総務部長** 政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、連携中枢都市圏は重要施策として位置づけられておりますので、関係があると考えております。

◎**桑名委員長** この連携は、本当に高知県の最後の生き残りをかけた大きな事業だと思います。その中で、ちょっと心配なのは、延期の理由が、前例のない全県での取り組みであり、また全国の注目度が高く云々と書いてはいますが、こんなことはもう最初からわかっていることであって、そしてまた、延ばす理由が各事業課との時間が欲しいと。要は、高知市も各町村も、やはり本気度が足りなかったからこんな状態になっていると思うんです。

時間をかけたらしいものができるわけでもないですし、本当に地方創生はもう待ったなしの状況ですので、しっかり取り組んでもらいたい。それと、各市町村も高知市に頼めばものができるという甘えじゃなくて、各市町村も高知市も両方とも与えられた責任を持ってやっていかなければ、みんなが高知市にもものを持ち込めば売ってくれるという思いになったら、これはもう高知県自体が沈んでいくと思いますので、そういうところも注意しながら、この事業を進めていっていただきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

〈統計課〉

◎桑名委員長 次に、「平成 23 年高知県産業連関表の概要について」、統計課の説明を求めます。

◎岡村統計課長 報告事項ですが、このたび、平成 23 年高知県産業連関表を作成、公表しましたので、その概要について御説明をします。

総務委員会資料、報告事項の赤いインデックス、統計課の 1 ページ、平成 23 年高知県産業連関表の概要についてと記載している資料をお願いします。

今回御報告します平成 23 年高知県産業連関表は、平成 23 年の高知県における 1 年間の経済活動の実態について、財やサービスの取引状況等を一覧表にまとめた統計であり、主に県からの移輸出や県外からの移輸入、これらの差し引きである県際収支の分析に用いられます。おおむね 5 年ごとに公表している統計で、前は平成 17 年表を平成 22 年 3 月に公表しています。5 年ごとということで、本来は平成 22 年基本表を作成する予定でしたが、平成 24 年に実施された経済センサス活動調査の結果を取り込むこととなり、平成 23 年表の作成となっております。対象の年から約 5 年経過しての公表となりますのは、4 年以上かけて作成する国の産業連関表などを踏まえる必要があるなどの統計作成上の制約によるものです。なお、平成 26 年 6 月に、平成 17 年の産業構造をもとに延長推計した平成 22 年産業連関表の延長表を県で作成しており、傾向を見るため、推移等では平成 22 年の数値も入っていますが、時系列比較は基本表間で行いますので、資料でも前回比較は平成 17 年基本表との増減で説明をしております。

先に、今回の産業連関表の結果の要点を申し上げますと、枠囲みの頭の丸印、2 点になります。一つは県内生産額について、平成 12 年から平成 17 年まで大きく減少し、さらに平成 22 年まで減少幅は縮小したものの、引き続き減少していたものが、平成 23 年にかけて底を打って増加に転じたこと。もう一つは、県際収支についても、平成 7 年から平成 12 年まで大きく悪化し、さらに平成 17 年まで悪化幅は縮小したものの、引き続き悪化していたものが、平成 22 年には底を打って改善し、さらに平成 23 年でもその改善が継続していることです。

生産及び県際構造のそれぞれの分析は後ほど説明しますが、最初に統計表の説明をさせ

ていただきます。資料の下に表が2つございますが、上の表が1次産業から3次産業までの3部門に集約した産業連関表の取引基本表となり、下の表は平成17年表からの増減となっています。今回の産業連関表は、518行397列の詳細な部門を、大分類16部門、中分類で40部門、小分類108部門など、さまざまなサイズの統計表に集約しておりまして、この3部門表は最も小さなサイズに集約したものです。

まず、表の見方について御説明をします。表の上の取引基本表を縦方向に上から下へ見ますと、投入構造を知ることができます。例えば、1次産業の列では一番下の生産額の欄、1,714億円となっておりますが、この生産に必要な原材料を、それぞれ1次産業から128億円、2次産業から371億円、3次産業から284億円調達、この合計額が中間投入額、中間投入計と書かれているところの782億円となっており、その調達額に労働者の賃金や企業の営業余剰などの付加価値を932億円計上していることを知ることができます。

一方、表を横方向に左から右に見ますと、先ほど説明した各産業で生産された財やサービスの販路先を知ることができます。例えば、1次産業の行では、1次産業に128億円、2次産業に438億円、3次産業に64億円を販売、この合計額が中間需要計で630億円。さらに最終需要として、家計などの消費が276億円、投資が103億円、移輸出が1,050億円となっています。

また、中間需要と最終需要を合わせた需要を県内生産で賄えない分が、表では控除項目のためマイナス表示となっておりますが、移輸入で345億円、生産額の1,714億円はこの中間需要計と最終需要の3つの額を合わせたものから移輸入額を引いた額になりますが、1,714億円となりまして、これは1次産業の列の一番下の数字と一致することになっております。

平成23年の高知県内で生産をされた財・サービスは、表の左下の生産額で横方向に見ていただきますと、1次産業が合わせて1,714億円、2次産業が9,056億円、3次産業が2兆6,650億円、県全体の生産額が3兆7,420億円となっています。なお、それぞれの構成比は資料には記載がございませんが、1次産業が4.6%、2次産業が24.2%、3次産業が71.2%となっております。

上から4つ目の中間投入計の行を右方向に見ていただきますと、中間需要計との交点に1兆5,870億円と記載がありますが、これは県内で生産された生産物が県内の各産業に販売された合計額となります。

また、最終需要のうち、最終需要の移輸出額の中間投入計のところを右に行っていたところ、6,743億円とありますが、これが県外への移輸出額。一方、移輸入額は1兆3,271億円となり、移輸出から移輸入を差し引いた県際収支は表の欄外に記載していますように、6,528億円の赤字となっております。

平成17年度の比較では、生産額は1,469億円減少、また移輸出は411億円減少、移輸

入もこの表で数値はプラス 562 億円となっておりますが、控除額をマイナス表示していますので、移輸入額としては 562 億円減少しております。結果として、県際収支は欄外に記載しているとおり、151 億円の改善となっております。

それでは、生産及び県際構造について、もう少し詳細に説明をさせていただきます。2 ページをお願いします。

県内生産額についての資料となっております。上の折れ線グラフは、県内生産額の推移となっております。青が産業連関表の生産額の推移を示しております。赤の線は参考として、毎年公表しております県民経済計算の産出額の推移を示しています。なお、この2つのグラフは概念上は一致すべき額となりますが、統計としての性格や推計方法が異なることから、完全には一致していません。

グラフの青色の線を見ていただきますと、最初に要点として説明しましたように、平成 12 年から平成 17 年まで大きく減少し、さらに平成 22 年まで減少幅は縮小しつつも引き続き減少していたものが、平成 23 年にかけて底を打って増加に転じています。

次の棒グラフは、生産額を 16 の部門別にあらわしたものです。平成 23 年は緑の棒グラフになりますが、高知県では医療・保健や社会保障が含まれる公共サービスが 6,547 億円と全体の 17.5% を占め、県内では最も高く、次いで、製造業が 5,080 億円で 13.6%、対事業所・対個人サービスのその他のサービスが 4,068 億円で 10.9% と続いています。

下の表は、細かく分類した中分類 40 部門で、平成 17 年との比較で増減額が大きいものです。平成 17 年から増加した産業は、高齢化の進展等に伴い、医療・保健・社会保障・介護が 611 億円増加したほか、製造業の鉄鋼・非鉄金属、業務用機械が、それぞれ 199 億円、86 億円の増加となっております。一方、減少した主な産業は、一部企業の生産減少の影響もあり、製造業の電子部品が 671 億円と大きく減少したほか、公務員の定数減などにより、公務が 619 億円の減少となっております。

一番下の表は、産業振興計画関連の産業分野の推移ですが、林業や漁業、製造業の中でも飲食料品、また観光関連の宿泊業や飲食サービスといった産業は増加しております。

次に、県際構造を説明します。4 ページをお願いします。

まず、移輸出ですが、推移のグラフを見ていただきますと、平成 7 年から平成 22 年まで減少していましたが、平成 23 年にかけて増加に転じています。平成 17 年との比較では、鉄鋼・非鉄金属が 204 億円、県外観光客での県内での消費が含まれる宿泊業、飲食サービスなど対個人サービスが 136 億円、飲食料品が 124 億円など増加していますが、生産額が大きく減少した電子部品が移輸出も 686 億円と大きく減少しています。

次に、移輸入です。移輸入は県際収支を見る際、控除になりますので、マイナスのグラフとなっておりますが、平成 12 年以降は上向きで、額としては減少傾向が続いています。

前のページの 3 ページをお願いします。県際収支の資料になります。

県際収支は先ほどの移輸出から移輸入を差し引いた額になりますので、最初にも説明したとおり、平成 23 年は 6,528 億円の赤字となっておりますが、平成 17 年と比較すると 151 億円改善しております。なお、このグラフに書いています金額でいくと 150 億円になるんですが、それぞれ 1,000 万円単位を四捨五入していますので、その誤差の関係です。

上の折れ線グラフを見ていただきますと、これも今回の要点となりますが、平成 7 年から平成 12 年まで大きく悪化し、さらに平成 17 年まで悪化幅は減少したものの、引き続き悪化していたものが、平成 22 年には底を打って改善し、さらに平成 23 年でもその改善が継続しております。

県際収支を部門別に見ると、製造業が 4,586 億円、商業が 762 億円のそれぞれマイナス。一方、農業は 520 億円、漁業は 190 億円のプラスになっています。なお、資料に記載がございませんが、県際収支を産業別に見ますと、1 次産業はプラス 705 億円、平成 17 年と比較すると 15 億円増加しております。2 次産業はマイナス 4,594 億円で、平成 17 年と比較して 281 億円悪化しております。3 次産業はマイナス 2,639 億円で、平成 17 年と比較して 417 億円改善となっております。

下の平成 17 年との比較では、電子部品、電気機械・情報・通信機器、生産用機械が、それぞれ 368 億円、358 億円、262 億円と、製造業での大幅な悪化がありましたが、左の増加の対個人サービスが 344 億円、また、製造業の飲食料品は 165 億円改善したほか、鉄鋼・非鉄金属が県際収支、赤字から黒字に転換し 218 億円の改善となるなど、先ほど説明したように、全体では 151 億円の改善となっております。

一番下の表は、産業振興計画関連の産業分野の移輸出額の推移です。移輸出率は、県内生産額に対する移輸出額の割合ですが、現在の第 3 期産業振興計画で数値目標を設定して取り組んでいる産業分野については総じて上昇しております。先ほど説明しましたように、今回、製造業の一部の部門で大きく悪化したにもかかわらず、県際収支が全体で 151 億円改善したことは、こうした地産外商に取り組む産業分野での上昇も効果を発揮したものと考えております。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 この電子部門の減少額が結構大きいので、これは三菱関係がもうなくなったことで、この減少部分をその他の部分でどう補っていけるかが今後の一つの課題だと思うんですけども。その点についてはいかがですか。

◎岡村統計課長 移輸出自体は、今回、平成 22 年から見ても、平成 23 年についてはもう底を打って上昇傾向にあるものと考えています。特に製造業については、電子部品が大きく下がっているんですが、この平成 23 年以降もその他の部分で頑張っている、例えばものづくり地産地消・外商センターとか、製造業の移輸出についても力を入れて取り組んでき

ており、また、鉄鋼・非鉄金属とか、業務用機械なんかもかなり伸びてきておりますので、そういった県で頑張っている企業の移輸出が今後は伸びてくるのではないかと考えております。

◎池脇委員 電子部門は新しい企業が入ってきてくれないともう伸びる要素はないので。鉄鋼関係についても、今、防災の関係で事業があるから伸びているのであって、この事業がなくなれば、この分での伸びはどうかを見た場合に、やはり地産外商でどれぐらい頑張っていたかになるかと思えます。

それから、もう一つは飲食サービスがちょっと厳しい状況にあるかと。ここの部分がもう少ししっかり伸びてくれば、観光との連携の中で、観光事業の売り上げ等が見えてくると思うんです。

だから、県内の産業連関の構造が、これから今までとは変わってくることを前提に、見きわめていかなくてはいけないと思うんです。部長いかがですか。

◎梶総務部長 尾崎県政になって、産業振興計画をつくったのは平成 21 年でした。平成 23 年の産業連関表には産業振興計画の取り組みの効果は数字としてはまだまだあらわれていない状況と思うのですが、委員御指摘のとおり、一部の企業によって移輸出額が落ち込むという、これはある程度やむを得ないところがございますが、これをカバーするのは、まさに地産外商戦略、産業振興計画を推進していくことだと思います。飲食サービスは数字としては若干よくなっておりますが、非常に観光産業は、裾野が広い、波及効果が大きい事業ですので、観光あるいは防災関連産業、これは今輸出もやっております。一つ一つ産業振興計画の取り組みは申し上げますけれども、今進めている取り組みを加速させることが、この県際収支の改善につながるのではないかという思いを持って、全庁的に取り組んでいるところです。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎桑名委員長 次に、会計管理局について行います。

議案について、会計管理局長の説明を求めます。

◎福田会計管理者兼会計管理局長 会計管理局の 12 月補正について御説明します。

資料②、議案説明書です。173 ページをお開きください。今回の補正予算は全額人件費に係るもので、442 万円の増額をお願いするものです。主な理由としましては、当初は非常勤職員を配置する予定でありましたところ、業務に精通した再任用職員を配置することとしましたことなどによるものです。

続きまして、同じ資料②の 218 ページをお開きください。総務事務センターの給与等集中管理特別会計の補正予算です。これは各所属の人件費の補正に対応して行うもので、1

億 4,700 万円の減額をお願いするものです。補正予算の主な理由としましては、今議会上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る勤勉手当の改定を反映させて計上したことなどによる職員手当の増額。職員数の減や、職員の新陳代謝に伴う給料等の減。共済費負担金率の改定や、職員数の減などに伴う共済費の減によるものです。

以上で、説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後 2 時 50 分といたします。

(休憩 14 時 39 分～14 時 49 分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《教育委員会》

◎桑名委員長 次に、教育委員会について行います。

最初に、議案について、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 まず、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告をさせていただきます。

公立小学校教諭が自校の児童に対して下半身を触るなどのわいせつな行為を行った事案です。当該教諭に対しましては、10 月 21 日付で免職の懲戒処分を行っております。児童の心を傷つけ、人権を侵害する許されない行為であり、本県の教育や学校に対する信頼を損ない、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。

今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の防止に努めるとともに、教職員一人一人が教育公務員の職責の重さを認識し、日々高い志を持って職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細については、後ほど小中学校課長から説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。12 月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成 28 年度一般会計補正予算議案ほか、条例その他議案 3 件です。

まず、平成 28 年度一般会計補正予算について御説明します。資料②、(補正予算)の説明書ですが 178 ページ、教育委員会補正予算総括表をごらんください。教育委員会所管の補正予算については、総額 8 億 5,739 万 7,000 円の減額です。総括表にございます 6 つの

課において、人件費の補正がございます。人件費については、私から一括して説明をさせていただきますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る勤勉手当などの改定を反映させて計上したことによるもの、人員の増減や職員の新陳代謝、時間外勤務手当など各種手当の増減、共済費負担金率の変更などによるもので、合わせまして8億5,839万7,000円の減額です。

次に、人件費以外の補正については、一番下の新図書館整備課です。県立図書館に図書を整備するための給付金の申し出をいただきましたことから、それに伴い100万円の増額をお願いするものです。

続きまして、資料①、平成28年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の6ページをお願いします。繰越明許費の補正です。右側にあります13教育費のうち施設整備費は、県立学校施設の改修・改築工事、維持修繕費は県立学校のブロック塀改修工事に係る設計委託業務、青少年教育施設整備費は青少年センター本館及び宿泊棟解体工事がそれぞれ年度内での完了が見込めなくなりましたことから、予算の繰り越しをお願いするものです。

続きまして、債務負担行為の補正です。10ページをごらんください。下から3段目の県立学校情報セキュリティ強化対策事業委託料から、次のページの3行目、スクールバス運行委託料までの6件について、債務負担行為の増額をお願いするものです。

続きまして、条例その他議案です。資料④、（条例その他）の説明書の1ページをお願いします。中段の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案です。この条例は、教育委員会が所管します公立学校職員の給与に関する条例について、高知県人事委員会の議会及び知事に対する職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものです。

次に、3ページをごらんください。上段の、高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案です。この条例は、県立高等学校再編振興計画で定めた高知南中学校・高等学校及び高知西高等学校を統合する新たな中高一貫教育校並びに須崎高等学校及び須崎工業高等学校を統合する新たな高吾地域拠点校を設置するに当たり、学校名をそれぞれ高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校にしようとするものです。

次に、5ページをお願いします。中段の、新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案は、新たな中高一貫教育校の校舎の新築主体工事について、9月30日に落札者を決定し、10月20日に仮契約の締結に至りましたので、工事請負契約の締結について議決をお願いするものです。

各議案については、後ほど担当課長等から説明をさせていただきます。なお、学校安全対策課については、課長が身内に不幸がございましたので、急遽欠席をさせていただきます。

おります。課長にかわりまして、課長補佐から御説明をさせていただきますので、御了承
いただきたいと思ひます。

次に、報告事項ですが、冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事のほかに5件ござ
います。

1件目は、第三次高知県子ども読書活動推進計画（案）についてです。第二次計画の計
画期間が本年度をもって終了することに伴い、より多くの子供たちに読書環境・読書習慣
を定着させるため、新たに策定する第三次計画（案）の概要について、生涯学習課長から
説明をさせていただきます。

2件目は、オーテピア高知図書館サービス計画（案）についてです。前回の総務委員
会で御説明させていただきましたオーテピア高知図書館サービス計画（案）について、先月
開催しました「オーテピア」に関する住民説明会やパブリックコメントの意見等を踏まえ、
追加修正をいたしましたことから、その概要について、新図書館整備課長から説明をさせ
ていただきます。

3件目は、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてです。本年
度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が昨日公表されましたことから、その内
容について、スポーツ健康教育課長から説明をさせていただきます。

4点目は、豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進についてです。地域におけ
るスポーツの振興と合宿誘致などとのスポーツなどのスポーツツーリズムの推進に向けて
取り組む須崎市浦ノ内湾におけるスポーツ拠点の整備について、スポーツ健康教育課長か
ら説明をさせていただきます。

5件目は、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果に
ついてです。平成27年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果
が10月27日に公表されましたことから、その内容について、人権教育課長から説明をさ
せていただきます。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の9月議会以降の開催状況を御説明させ
ていただきます。審議会等と赤いインデックスがつけました資料をごらんください。第2
期高知県教育振興基本計画推進会議を11月に、高知県立学校の校名に関する検討委員会を
10月と11月に、高知県社会教育委員会を11月に、次のページの高知県立図書館協議会、
知の拠点としての新図書館サービス検討委員会を12月に、高知県いじめ問題対策連絡協議
会を11月に、それぞれ開催をしております。各審議会の審議項目等については資料のと
おりです。今後も、審議の経過や結果については、適宜、委員の皆様へ御報告させてい
たいただきます。

私からの総括説明は以上です。

〈教育政策課〉

◎桑名委員長 最初に、教育政策課を行います。

◎渡邊教育政策課長 平成 28 年度一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料、別冊の総務委員会資料、議案説明資料、教育政策課の赤いインデックスがつけました資料をお願いします。

県立学校情報セキュリティ強化対策事業委託料です。まず、本事業を実施する背景についてです。近年、日本年金機構における個人情報の漏えい事案や、学校教育に関しましても、佐賀県立学校において不正アクセスを受けて、生徒の成績関連情報などが奪われる事案が発生するなど、個人情報の安全を脅かす事案等が少なからず発生をしている状況です。こうした中、平成 29 年 7 月までに全国の自治体間でマイナンバーを活用したオンラインの情報連携が開始される予定となっており、以上のことを踏まえまして、国においては、各自治体に対し、個人情報を扱うシステムの見直しを行い、情報セキュリティの抜本的強化を行うよう要請を行っているところであり、具体的には、個人情報を扱う業務等も行われる政府・自治体間のネットワークである L G W A N とインターネットを分離することなどが求められています。これを受けまして、県立学校におきましても、同様にネットワーク分離対策を講じることが必要となっており、特に県立学校におきましては、知事部局が運用する勤務実績管理等の業務を行うための総務事務システムを継続して利用するためには、知事部局がネットワーク分離を行う平成 29 年 7 月までに対応を行うことが不可欠となっております。

次に、ネットワークの分離の方式についてです。ネットワークを分離する方式には主に 2 つのものがあり、1 つは、仮想的分離というもので、1 人 1 台のパソコンからサーバ内にある自分専用の仮想端末のデスクトップ画面を呼び出して操作をするものです。もう一つは、物理的分離というもので、単純に 1 人 2 台のパソコンを持ち、用途に合わせて端末を使い分けて操作をするものです。それぞれにメリット、デメリットがございますが、学校現場のように、授業開始前の朝といった決まった時間に多くのユーザーがインターネットに接続する環境におきましては、集中的に大きな負荷が通信回線へかかるため、通信環境の影響を受けやすい仮想的分離は不向きであること、物理的分離のほうが仮想的分離より費用面でも安くすることができること、マルチメディアを多様化する学校現場においては、これまでのインターネット接続の操作性を落とさずに使用できる物理的分離が適していることなどから、県立学校におきましては、物理的分離の方式をとりたいと考えています。

次に、端末整備の考え方についてです。まず、今回新たに調達する端末の仕様については、授業利用等も考慮した上で、具体的にはキーボードを取り外すなどしてタブレット端末としても利用できる 2 i n 1 パソコンを整備することを考えていますが、その中でも必要最小限度の仕様のものでしています。また、パソコンの授業利用等がない事務職員等については、リース契約が満了したパソコンを再配付することで対応し、コストの最小化を

図ることとしております。

次に、委託事業の内容についてです。図中、下半分はL G W A Nに接続する校務利用系をあらわしておりますが、既存の情報通信環境をL G W A Nに接続するための環境として継続して活用することとしております。また、図中、上半分がインターネットに接続する授業利用系をあらわしておりますが、今回新たにパソコンを配付するとともに、職員室に無線L A Nを整備することなどにより、インターネットに接続する環境を確保することとしております。

最後に、事業効果についてです。まず、今回ネットワーク分離を行うことにより、生徒の個人情報等を扱う校務利用系のセキュリティを抜本的に強化することができます。また、物理的分離を行うことで、教員の教材研究等のための動画やウェブ閲覧などについて、これまでと同様に行うことができます。また、コストについても、大規模なシステムを構築しないことなどにより、必要最小限度にとどめることができていると考えています。また、今回新たに職員室に無線L A Nを整備することなどは、将来的に普通教室においてインターネットを活用した授業を展開するための基盤になり得るものと考えています。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 パソコンを2台にすることでの物理的な分離なんですけれども、U S Bとか外づけのハードディスクを家に持って帰っていろいろ仕事をすることも想定されようかと思うんですけども、パソコンから外づけのハードディスクに対する情報漏えいは、対策はなされているんですか。

◎渡邊教育政策課長 詳細は、今後さらに詰めていく必要もございますけれども、L G W A N環境については、まずU S Bについての使用はかなり制限的に行う必要があると考えています。また、今回端末の資産管理ソフトウェア等も入れますと、こういったU S Bが接続できる、できないとか、そういった認証も今後可能になってくると考えています。

◎池脇委員 佐賀県の不正アクセス事案は、どういう環境の中で起きたのですか。

◎渡邊教育政策課長 詳細については、報道等で知る部分が多くなっていますけれども、いろいろと聞く限りでは、佐賀県においては、そういった校務を扱うシステムと生徒等が利用するシステムは完全に分離できていなかったのではないかとと言われております。また、無線L A Nについても、学校の外から生徒が無線L A Nで入ってアクセスしたのではないかとと言われておまして、確かな原因を報道等でも知るのが難しいですけれども、そういったことが原因ではないかと考えています。

◎池脇委員 基本的には、仮想的分離の環境であったのではないかと。だから、物理的分離で、完全に分離させて対応したほうがいいという判断に説明では聞こえたんですけど、それでもなかったわけですか。

◎渡邊教育政策課長 その点については、仮想的分離もなされていなかったと認識しています。

◎金岡委員 今、横山委員の話と同じなんですけど、もっとUSBなんかが使えないようにする形で全部ができればいいんですけども。基本的には、いわゆるヒューマンエラーになるかと思しますので、その徹底はどのように考えてますか。

◎渡邊教育政策課長 まず、ヒューマンエラーに関しましては、適切に管理を行うガイドラインがございます。一方で、今回、分離を行いますと、ヒューマンエラーによって漏れる可能性が防げるようになっていきます。分離することによって、外づけのもの取り扱いを校務系はかなり厳しくすることもできるようになります。また、不適切なインターネット閲覧等によってウイルスに感染すると、そういったエラーもございますけれども、校務系からですとそもそもインターネットにアクセスできないので、そういった不必要な感染も防げることも通じてくると思っております。

◎金岡委員 USBとか、いろんな記録媒体がプロテクトをかけて使えないようにきちんとしていただければいいんですけど、そうしなかった場合に、その記録がそのままパソコン上に残ってしまったと。それを消さずにそのまま置いていたということも考えられます。いろんなことが考えられますので、そのところはもう一段、ヒューマンエラーが起こらないような、きちんとしたガイドラインなり何なりつくっていただかないといけないと思っておりますので、きちんとやっていただけたらと思っておりますけど、その1点。

◎渡邊教育政策課長 今回またセキュリティ環境が大きく変わってきますので、そういったことに対応した新たな形でのポリシーの見直しやその周知等を図っていきたく考えています。

◎池脇委員 今年度から、校務支援システムを導入してきたわけですよね。さらに、明年度は、こういう分離型でやると理解してよろしいんですか。

◎渡邊教育政策課長 校務支援システムについては、分離に関して申しますと、校務利用系、L G W A N系に分類される業務になります。今はインターネットにもつながる、校務支援システムを使えるパソコン1台でそういった業務をやっておるわけですけども、平成29年7月以降はインターネットにつながらない校務専用の端末から校務支援システムの操作をすることになり、より安全性も高まると考えています。

◎池脇委員 それで、校務支援システムの場合には、生徒の出欠管理、成績処理、保健管理等、生徒の個人情報为主で、これが毎日の業務の中で処理されるものです。ですから、このソフトの中でしか動かせないわけですから外づけの記録媒体を持って帰って、家で仕事をするにはならないわけです。先ほどから出てきている外づけの記録媒体のことで、この校務支援システムで使う可能性のある項目は何かあるんですか。

◎渡邊教育政策課長 校務支援システム自体はそういった機微な情報をシステム上でやっ

ていますので、デスクトップ画面とか容易にアクセスできるところには置かないのがシステムの趣旨ですので、基本的にはそういう外づけのもので校務支援システムとつながることを行うことは想定はしていません。

◎米田委員 債務負担行為で4億2,000万円ということで、平成29年7月までに対応しなければいけないと言いながら、債務負担行為といたら何年間でやるから、全員一遍にいきませんよね。

◎渡邊教育政策課長 これは平成29年7月に一遍にできるように、その準備行為等も含めて、今回の補正として提案させていただいています。

◎米田委員 この支払いは分割でするんですか。平成34年度までの債務負担行為と聞いていますけど、そうじゃないんですか。

◎渡邊教育政策課長 5年間の債務負担行為となっていて、リースにかかる料金となっています。

◎米田委員 機材はきちんとそろえて、平成29年7月までにするという意味ですね。

それで、既存パソコンを物理的に分離すれば、技術上100%不正アクセスはないと言い切ることができるんですか。

◎渡邊教育政策課長 ないことを証明するのは非常に難しいのですけれども、ただ、ネットワーク分離はかなり抜本的な対策になると考えています。例えば、インターネットメール等もL2WANのメールではもう受け取れなくなりますので、ファイルのやりとりもかなりチェックをかけて転送しなければいけない形になりますので、これについても相当に高まると考えています。

◎米田委員 今、池脇委員も言っていた、そういうセキュリティの問題と事務の煩雑、教員の多忙化解消にも役に立つと理解していたんですが、そういう理解でいいですか。

◎渡邊教育政策課長 多忙化解消に関しますと、先ほど池脇委員からも御指摘のあった校務支援システムが基本的には対策になるかと思っています。それをこういったネットワーク分離環境においても、校務支援システムの機能を十分に発揮できるように対応するのが今回の予算になっていると考えています。

◎米田委員 最後に。セキュリティの問題でいうと、市町村立学校の事務、小中学校も大変です。それは県教委、県とのかかわり、あるいは市町村に対して、支援とか指導はどんなにされるんですか。

◎渡邊教育政策課長 ネットワーク分離に対しましては、県のみならず、市町村に対しても求められています。このことについては、今年度前半に各市町村向けの説明会も開催し、対策を求めています。今もフォローアップの調査を行うようにしています。

◎米田委員 しかし、県立学校の先生は1人に1台パソコンがありますけど、市町村立学校の事務職員や先生は1人に1台ないです。物理的分離は可能なんですか。

◎渡邊教育政策課長 1人に1台ない自治体もございます。

◎米田委員 財政的な問題もあって、市町村立学校の事務職員や先生は1人1台になっていないわけで、どんなに抜本的に解決するのか。

◎渡邊教育政策課長 端末数が1人1台であってもなくても、今回の分離対策は、恐らくそういったところでは幾つか共有する形で、インターネット系とL G W A N系を分けていただく必要があるということです。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈教職員・福利課〉

◎桑名委員長 次に、教職員・福利課から説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 まず、第1号議案、平成28年度一般会計補正予算について説明させていただきます。お手元の資料の資料②、議案説明書の182ページをお開きいただきますでしょうか。債務負担行為については、毎年12月議会をお願いしておりますものでして、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係るものです。この債務負担行為は、来年度実施する教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養と、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成と採点のための委託料です。問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために、本年度のうちに契約できるよう債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、第10号の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案については、午前中に総務部の行政管理課が説明したものと同一内容ですので、説明は省略させていただきます。

教職員・福利課からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 問題の作成に当たって、高知県の教育委員会として目指すべき教員像、求める視点が問題に反映されているという解釈でよろしいですか。

◎坂田教職員・福利課長 教職一般教養と専門教養の試験を行っております。教職一般教養の中では、教諭として身につけなければならない教職教養問題、教育原理であるとか、教育法規、教育史とかいった問題。それと一般教養の中で、本県独自の問題についても出題しております。

◎池脇委員 今、大学の入試問題も思考力を見る総合的な能力を問う試験問題に変わってきていますし、学校の授業も探究型の授業と授業内容も変わってきている。ですから、先生方もそういう部分での授業ができる、意識が見てとれる試験問題に変えていかないといけないと思うんですけども、検討はされているんですか。

◎坂田教職員・福利課長 業者に委託するわけですが、業者に任せきりではございません。仕様書を出したり、教科によって細かい指示書を作成します。その中で、業者か

ら第1案という形で問題が出てくるわけですがけれども、今言ったような意図に沿ってない問題については、再度、業者とやりとりをして問題を作成していくこととなりますので、その中で対応していきたいと考えております。

◎池脇委員 今後は今までの採用試験の項目になかった項目がつけられるという認識でよろしいですか。

◎坂田教職員・福利課長 そういった新たな観点も踏まえて、問題を作成するように検討していきたいと考えております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎桑名委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎門田学校安全対策課長補佐 学校安全対策課の議案について説明させていただきます。

お手元の資料②、平成28年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の183ページをお開きください。繰越明許費です。13教育費、学校施設等整備費の施設整備費4億7,751万2,000円の繰り越しについては、主な要因としまして、高知東高校のレスリング場の改築工事3億1,000万円余りについて、改築を予定しております場所が都市計画法の公園区域にあり、建築構造が制限されますことから、関係機関との協議や工法の検討に日数を要しました。現在、実施設計を行っております。本年度中に実施設計が完了し、来年5月に工事に着手して、来年度内には工事が完了する見込みです。また、そのほか4カ所の改修工事及び5校の調理室の空調設備について、平成27年度からの繰り越しによる耐震化工事を優先して実施してまいりました結果、着手がおくれ、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰り越しをお願いするものです。これらの工事についても、建築課及び学校との調整を密にし、できる限り早期に着手するよう取り組んでまいります。

次に、維持修繕費862万5,000円は、南海トラフ地震対策としまして、今年度から4年計画で、県立学校のブロック塀の改修を実施することとしており、今年度実施設計を行う予定の17校のうち16校の実施設計の委託業務について、平成27年度からの繰り越しによる耐震化工事を優先して実施してまいりましたことから着手がおくれ、年度内の完了が見込めなくなりましたため、繰り越しをお願いするものです。来年度、早期に設計委託業務を完了し、速やかに工事を発注したいと考えております。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎桑名委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎溝淵幼保支援課長 幼保支援課の補正予算について説明をさせていただきます。補正の内容は、債務負担行為1件です。

お手元の資料、右上に②とあります平成28年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の184ページをお願いします。黒潮町では町内の佐賀保育所を保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金を活用しまして、移転建築をすることとしており、その整備費に対して補助を行うものです。工期が平成29年度にまたがることから、債務負担行為となるものです。

別冊の資料、総務委員会資料、議案説明資料の青色インデックス、教育委員会の幼保支援課をごらんください。建築予定の佐賀保育所の概要ですが、右欄をごらんください。新たな施設は定員が79名。ゼロ歳から5歳児までの子供をお預かりする予定です。移転先は、現在の伊与喜小学校の隣接地、海拔約20メートルの場所となっております。津波の浸水については問題ございません。総事業費は3億6,052万5,000円、うち、県の補助金は1億8,459万4,000円となっております。黒潮町では、既に土地の造成工事を始めており、建築に係る予算を確保しております。建築工事は平成29年3月から開始し、平成30年4月に新しい園での運営を開始する予定となっております。

以上で説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎桑名委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 まず、私のほうから高等学校課の補正予算について説明をさせていただきます、引き続き、再編振興担当、坂本から高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案、また、新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案について説明をさせていただきます。

まず、高等学校課の補正予算についてですけれども、資料②、平成28年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の189ページをお願いします。

これは債務負担行為に係る調書ですが、2件ございます。

まず1件目です。県立高校及び特別支援学校では、英語教育を推進するために、外国語指導助手、いわゆるALTを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。このALTは、自治体国際化協会のJETプログラムを通じた直接雇用と、民間企業による業務委託の2種類の雇用形態によって行っているところです。今回の外国語指導助手配

置委託料は、各学校で指導に当たるALT31名のうち、5名の配置を民間専門業者に委託するものでして、指名競争入札により委託業者を選定するようにしております。ALTは、4月の早い時期に各学校に配置する必要がありますけれども、4月に入ってから入札を行い業者を選定していたのでは、4月10日ごろから始まる授業に間に合いませんので、この債務負担行為について議決をいただくことにより、3月中に入札及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って、県教委、配置校、委託業者間の調整を行い、4月当初に学校にALTを配置できるようになるものです。

その下のもう1件です。もう1件は、基礎学力把握検査等委託料です。学力把握検査等を民間業者に委託するものでして、平成29年度の高校入学生に対しまして、3月の合格者登校日以降に学力把握検査を実施し、4月中に結果を入手、分析することで、より効果的な対策を講じて学力向上につなげていくものです。対象となる学校については6校で、多くの生徒が大学進学を希望して高校に入学してまいります。そこで、3月中に検査を実施することにより、年度当初の早い時期から高校3年間を見据えた大学進学に向けて、学力向上の対策を立てることができるようになるものです。この債務負担行為について議決をいただき、3月中の契約及び検査の実施が可能となるものです。

私からは以上でございます。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 条例議案を御説明させていただきます前に、先に参考資料で御説明させていただきます。高等学校課の赤のインデックス、参考資料の1ページをおあけいただけたらと思います。

最初に、校名に関します条例改正が必要となった経緯から御説明させていただきます。県立学校再編振興計画及び前期実施計画を平成26年10月に作成しましたが、その中で定めました県立学校の統合は2つございました。

1つ目は、1の(1)にございます、高知市内においても今後の生徒減少などに対応し、よりよい教育環境を確保するために、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合を決定し、2つ目としまして1の(2)にございます、高吾地域の生徒数の減少が続く中にありましても、よりよい教育環境を保障することができますよう、適正規模を維持するために、須崎工業高等学校と須崎高等学校の統合を決定しました。

再編振興計画の中での校名に関する決め事としましては、アンダーラインの部分にございますように、校名等の取り扱いについては、両校の学校関係者の意見とともに、県民の意見も聴取しながら、平成28年度末までに県教育委員会で検討し決定することを2つの統合校について同様に記載しております。

なお、この統合スケジュールは、後ほど参考資料で御説明させていただきます。

次に、参考資料の2ページをおあけいただけたらと思います。校名検討の経緯について御説明させていただきます。先ほどの再編振興計画の校名に関する決め事を具体的に検討

していくために、外部委員による検討委員会を立ち上げました。検討委員会では、節目節目で統合校の卒業生代表者、それから保護者代表者の御意見をお聞きしながら、また県民の御意見も校名候補の公募という形でお聞きした上で、第8回となる会議で校名候補を新中高一貫教育校におきましては4つの候補に、それから高吾地域拠点校は1つの候補に決定し、11月10日に県教育委員会に報告書が提出されました。

新中高一貫教育については優先順位をつけ、高知国際が第1とされました。この報告書を受けまして、県教育委員会で学校関係者の御意見もお聞きした上で、計3回の協議を重ねました。その中で、新中高一貫教育については、3つの論点から委員が協議を行いました。1つ目は、どういう事項を重視して校名を考えるか。2つ目は、報告書の優先順位をどう考えるか。3つ目は、公募の数をどう受けとめるか。これらの協議を踏まえた上で、次の3ページの校名の選定理由にございますように、新たな教育内容、それから目指すところを考え、国際的に活躍する人材を育成する学校を示す校名であるといった理由から、最終的に全委員一致で「高知国際」に決定しました。

須崎総合については、両校に共通します須崎の地名と全日制普通科、それから工業科、それから定時制が一つになることから、総合とするのがふさわしいという理由から、全員一致で「須崎総合」に決定しました。なお、須崎総合については、両校の学校関係者から一致して提案された校名でもございます。

次の4ページをおあげください。先ほど申しました2つの統合校のスケジュールを御説明させていただきます。上から順ですが、真ん中ほどにございます高知国際中学校は平成30年4月に、高知国際高等学校は平成33年4月の開校に向けまして、平成29年7月に設置します。この設置日が、後ほど御説明します条例の附則で規定する施行日になります。ここから開校に向けた入学者選抜ですとか、教育課程の編成などの準備を進めてまいりたいと思っております。平成30年度に入学します1年生が高校に進学します平成33年度、ここで高校が開校ということになりますが、平成33年度、それから平成34年度、この2年間については、高知西高等学校と同居する形となっております。その後、平成35年度には統合が完了といったスケジュールです。

それから、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校、上にございますが、平成33年度の4月から募集停止という形です。平成33年度は2年生と3年生のみが在学、それから平成34年度は3年生のみが在学ということで、平成35年度4月1日をもって統合完了になります。

それから、高知南中学校に平成30年度から平成32年度に入学する生徒、一番上の米印ですが、基本的に、高知国際高等学校の普通科に入学することとしております。

それから下に参りまして、高吾地域拠点校ですが、須崎高等学校と須崎工業高等学校の学科改編が平成29年度から実施となっております。それぞれの学校で、統合後の2、3年

生となります生徒が平成 30 年度末まで、この新しい教育課程で学んだ後に、平成 31 年 4 月 1 日に統合ということで、ここで両校が一緒になります。

その下にございます須崎総合高等学校は、入学者選抜などの準備のため、平成 30 年 7 月に設置しまして、その後開校します平成 31 年 4 月に 1 年生が入学してくるスケジュールです。そのときに、須崎高等学校、それから須崎工業高等学校の 2、3 年生が須崎総合高等学校に転学という形をとりまして、現在の須崎工業高等学校の校舎に全学年が同時にそろう形になります。

資料③の定例会議案（条例その他）の資料の 60 ページをおあけいただけたらと思います。条例の表の抜粋が載っております。先ほどのスケジュールを踏まえて御説明させていただきます。この条例全体の形はここでは見えませんが、形としまして、県立学校 44 校の学校名と所在する市町村名が並んだ表からなる条例です。各条項とあわせまして、62 ページの附則をあわせて見ていただけたらと思います。

それでは、まず 60 ページの第 1 条です。ここで先ほどのスケジュールにございました高知国際中学校、それから高知国際高等学校の設置を規定しております。附則では平成 29 年 7 月 1 日、先ほど申しました設置の日と。それから、あわせまして今回、第 1 条で、高知市に現在ございます春野高等学校の位置が、この表の並びでは高知市の並びからずれておりましたもので、このたび、あわせて精査させていただくことで、今回、春野高等学校の欄を設けさせていただいております。

それから、次に 61 ページの第 2 条で須崎総合高等学校を新たに設置するというので、先ほどの設置日、平成 30 年 7 月 1 日が附則にございます。

それから、第 3 条で平成 31 年 4 月 1 日に須崎高等学校と須崎工業高等学校の統合によりまして、この表中の表記を改めるものです。

第 4 条は、平成 33 年 4 月 1 日が施行日ですが、高知南中学校と高知西高等学校、それから高知南高等学校の募集停止によりまして、表中の表記をそれぞれ改めるものです。

また、62 ページから下に経過措置がございますが、ここは先ほどのスケジュールにございましたように、それぞれの学校が存続するまでの年月日を規定しているものです。

なお、校名を審議する上での御参考に、統合校の学校パンフレットをそれぞれ添付しております。

以上が、校名に関する条例議案の説明でした。

続きまして、第 22 号議案、新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明させていただきます。

先ほどの参考資料の 5 ページをおあけいただけたらと思います。カラー横長の資料がございます。これで説明させていただきます。左側の契約内容をごらんいただけたらと思います。契約方法は、一般競争入札により行いまして、初回入札に 6 社参加し、予定価格に

対しまして 90.03%で落札しました。現在、10月20日に仮契約予定となっております。契約の相手方としましては、三宝・アーキテック特定建設工事共同企業体、いわゆるJVとなっております。工期としまして、予定では来年1月から約15カ月で中学校が開校します。30年4月までには新校舎の建築が完了する予定となっております。面積は、地上4階、6,390.84平方メートル、一部鉄骨づくりの鉄筋コンクリートづくりとなっております。

次に、資料の右側の事業の概要について御説明させていただきます。現在の高知西高等学校の敷地の北西部分に新たな校舎を建築する予定です。新校舎の特徴としまして、左上にございますように、中高共用の特別教室を中心としまして、発表会なども行いますステージを備えたランチルーム、体育や集会も行える多目的ホール、探究型学習に対応できるようにプレゼンルーム、それから各階にスタディコーナーを配置する予定です。開校前の平成30年1月ごろから現在の特別教室の入っております北校舎（中学棟）と書いておりますが、ここを改修しまして、新たに入学します1年生の60名の教室を用意します。中学校開校後の平成30年度にかけまして、その後、中校舎の図書館の拡張に伴う改修、それから一番下でございます南校舎が高校生が入っておりますが、その改修と順次行ってまいります。また、グラウンドについては、現在、ハンドボールコートが東側にございますけれども、現状では正方形で飛び出した形になっております。ハンドボールコートを、この図のように中に収めまして、グラウンドを広く拡張したいと思っております。それから、中学校が開校した後の工事としまして、一番下のスケジュールにもございますが、図面上で駐輪場とございます、その建設予定地には、現在、平屋の食堂が建っております。そこを解体しまして、この図面にありますように、駐輪場の整備、それから下の東の端に弓道場がございますが、そういった整備も今後行っていく予定になっております。

以上で、新築工事の契約議案の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 国際交流活動等の推進費で2,430万円の債務負担。直接県が雇用されているALTもいるということで、26名を県が雇用して、それ以外に5名を委託という意味なのか。

◎高岸高等学校課長 平成28年度で申しますと、合計で31名です。直接雇用が26名、外部委託が5名の合計31名です。

◎米田委員 これについては、ずっと意見を言ってきましたけど、ある意味、偽装請負になる指摘もされてる雇い方で、しかも最近チーム学校と言われてる県教委の考え方からすれば、委託ですから直接学校側が指導したりできません。チーム学校という県教委みずからの方針に逆行するのではないかと思うが、どう考えるか。また、直接雇用できるなら、何で全員直接雇用にしないで、わざわざ5人をこういう委託契約にするんですか。

◎高岸高等学校課長 まず、最初の御指摘ですけれども、そういった契約違反になること

がないように、各校、教育委員会が業者との関係の内容を詰めているところです。その内容を確認しながら授業に当たってもらうことが、まず大前提になってこようかと思います。

それから、後段の直接雇用ができるならなぜ全員しないのかという御質問でございますけれども、JETプログラムを使ったALTについては、就業規則等がございまして、自家用車等の運転が厳しいところがございます。本県の地理的な状況で、公共交通機関を使って各地へ行くためには非常に時間を要して、能率が上がらない面もございまして、委託のALTの場合は、自家用車の使用も認めているところでして、そういった観点からALTを2つの雇用形態を使って、現状に合う形で進めております。

◎米田委員 今、課長も言われたように、きちんと連携もして契約上もやっているというけど、民間の専門業者が学校の現場にいるわけじゃないでしょう。だったら、学校側が子供の変化・状況に応じて、ALTに指導できないじゃないですか。だから、偽装請負ではないかという問題点をずっと指摘されているわけで。通学の仕方については、やる気があったら、県の直接雇用でということになれば、もっと前向きな方法があるのではないかと思うんですけど、どうですか。

◎高岸高等学校課長 委員御指摘のことについては、毎年確認を進めながら実行しているところです。現状としましては、JETプログラムによるALTについて、自動車等の問題もございまして、2つの契約形態を保持していきたいと考えております。

◎米田委員 ぜひ子供たちのために、チーム学校のために、あるべき姿を検討してください。

それともう一つ、基礎学力把握検査等委託料で331万円、これは前からやっているものですか。

◎高岸高等学校課長 やっております。

◎米田委員 いつからですか。もうずっと何年もやっているのですか。

◎高岸高等学校課長 平成24年度からです。

◎米田委員 この子供たちは、進学される人が多いということで、高知安芸高校、高知南高校、高知追手前高校、高知小津高校、高知西高校、高知中村高校の6校だそうですけど。高校の受験をして、入学が決まって、入学までの間に試験のために学校に呼ばれるわけよね。何でそんなことをするのか。それは高校受験の結果を見て、その人の希望も進路も含めて、どういう具合に今後進んでいくか十分掌握、評価もできるんじゃないですか。子供たちが高校に出ていかななくてもいいのに、わざわざお金をかけて、クラス編成のために試験を受けさせられると。そうでしょう。

◎高岸高等学校課長 まず、内容については、高校入試等もございまして、大学入試に関しましては、全国規模での一定の競争ということもございまして、この業者委託をして、全国的に現状として基礎学力がどれだけ定着しているか、全国的な状況と見比べて自

分がどの程度の状況にいるのか把握できることが大きなメリットの一つだと考えております。また、3月中に実施させていただくことによって、個々の生徒に進学の意識をつけさせるとともに、一人一人に合った指導・支援が早くからできることで、この体制でお願いをしておるところです。

◎米田委員 単独の随意契約ですが、なぜ単独で。随意契約は、基本は単独じゃいけないでしょう。

それと、今の言い方からすると、全国規模の民間事業者と言えば、ベネッセしかないです。そんなやり方はおかしくないですか。

◎高岸高等学校課長 現状としましては、ベネッセと契約を結んでおります。全国的な状況として、ベネッセの模擬テストを使って生徒個々の位置を判断し、子供たちに合った学力をこれからどのように指導・支援していくのかという分析に使うことが一番大きな目的です。

◎米田委員 まだ決定してないのに、契約していると言われません。実質、しているわけですか。

◎高岸高等学校課長 それはまだ契約はしておりません。

◎米田委員 でも、ベネッセしかない単独でやろうとしてるわけで。入札のあり方も非常に問題だということと、何もこんなときにわざわざまた別の試験を受けさせなくても、頑張って進路を切り開いていくわけですから、これから3年間学ぼうという意欲を持って入学していている人に、それは子供のためよりも、大変な負担を押しつけることになりはしないだろうかと思うので。4年前から始めているわけだから、なお学校現場や子供たちの意見も聞いて、ぜひ再検討も含めて考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎高岸高等学校課長 これから高校生になって全国的な模試も受けていく生徒が多く入学する学校において実施をさせていただいております。どうしても、大学入試になりますと、全国的な視野を持つことで、子供たちの動機づけ、それから進学意欲を強めることについても非常に効果があると思っておりますので、そういったことに注意しながら、効果を高めていくことで努めていきたいと思っております。

◎橋本委員 設置条例について。校名についてのことですけれども、非常にすばらしい校名だと、私自身は評価をしている者の1人です。ただし、統合の方法の中に書いておりますように、統合後の新たな中高一貫教育の校名等の取り扱いについては、両校の学校関係者の意見とともに、県民の意見も聴取しながら、教育委員会で検討し決定をするとありますけれども、この両校の学校関係者の意見、それから県民の意見はどのように決定するまでに反映されたのかをお聞きしたいことが1点です。

もう一点ですが、そもそも論に帰ってしまうかもわかりませんが、高知南中学校・高等学校が高知西高等学校のほうに行くということですので、高知南中学校・高等学

校の旧施設の跡地利用について、どういう考え方をしているのか。

この2点をお聞きしたいと思います。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 先ほど御質問いただきました最初の点について、参考資料の2ページをごらんいただけたらと思います。

1点目、学校関係者の御意見をどうお聞きしたのかという点です。まず、校名に関する検討委員会の場で、ここにございます第2回で、校名候補の決定方法と校名に関する御意見をいただきました。その後、公募が8月でしたが、その後に学校関係者から第7回に公募結果を受けまして、その後の絞り込み方法も含めての御意見をいただきました。それから、検討委員会の後、校名候補が決まった後、下の(3)の教育委員会で協議する場で、まず第1回目で検討委員会の報告書を受けて協議する前に、学校関係者から教育委員が意見を聞いた場がありました。実際来ていただいたのは、検討委員会の場では統合校4校の保護者の代表者、それから卒業生の代表者、4校ございますので計8名が、学校ごとに順次発言の場を、大体20分程度の時間の中で意見をいただき、委員と質疑を重ねてまいりました。

それから、県民の意見をどのように聞いたのかについては、再編振興計画の中では、県民の意見を聞くとしかございませんでしたので、具体的にどうするのか最初の検討委員会の中で議論していただきました。事務局としましては、他県でどういった県民の意見の聞き方をしているのか資料を提起しまして、大体、他県が公募により行っていることを受けまして、検討委員会の中で公募により県民の意見を聞くことを決定しました。それに基づいて、検討委員会が(2)にございますように、9月1日から30日までの間、意見公募を行ったということです。

2点目の、高知南中学校・高等学校の旧施設の活用方法についてです。これについては、現在のところ決まっておられません。ただ、高知市の避難所として指定されております。現在の高知南中学校・高等学校の生徒が約1,000名、それから地域の方が約1,000名以上、合わせて2,000名が学校の校舎の4階なりに避難する予定になっております。周辺に高いビルがなかなかほかにないので、高知市から建物としては残してほしいと御要望を受けております。今後、そういったことも含めて検討していかなければいけないと思っております。

◎橋本委員 最初の設置条例に絡まる校名の件なんですが、学校関係者の意見は、それぞれ出たんだろうと思います。それから、県民の意見も公募という形で、多分、それを県民の意見としたんだろうということは今の答弁でわかりましたけれども、その声を、この校名決定に至るまでにどう反映して、どう尊重してきたのかということ。これは、プロセス論だと思っておまして、県民の一部の皆さんは理解ができていない現実があります。濃淡もかなりあるんです。現実論として、例えばその学校の関係者の皆さんの思いと、高知市

内の皆さんの思いと、それから高知市内以外の我々のような幡多とか東部のほうとの思いは、それぞれやはり違うので、その辺も踏まえて答弁お願いしたいんです。

◎田村教育長 まず、中高一貫教育校のほうからお話させていただくと、そもそも統合を決定したときに、高知南中学校・高校関係者からは、高知西高校という名前だけはやめてくれというお話でした。高知西高校関係者からは、高知西高校という名前にしてもらいたいという話がありまして、そこで両校の関係者の意見が相入れないことがありましたので、その校名決定は一旦棚上げにして、統合を決め中身を詰めた上で、名前は改めて決めさせていただきたいと御了解をいただいたことです。そういう相入れない御意見の中でスタートしたので、当初、学校関係者の皆さんからお話を聞いたときも、基本的には、両校の関係者からはそういうスタンスでのお話をいただいたとっております。

それで、県民からの意見についてですけれども、これは公募の結果で、高知西、高知国際とか、数にして145の校名候補が出た中で、確かに高知西という名前が圧倒的に多かったことはございました。そのことについて、高知西高校の関係者の皆様からは、それだけ圧倒的な数で意見があるのに、それが入れられないのはおかしいではないかと御意見があるのは事実です。それに対して教育委員会としての判断ですけれども、確かに数が多かったことはそのとおりだと。一つ、校名候補を募集する際に、そういう議論が出てくるおそれもあったので、検討委員会の中で話もして、募集要項の中には数が多いものが選ばれるとは限りませんと明記して募集をさせていただいたのが、まずございます。その上で、確かに圧倒的に数が多いことは事実ですので、それは我々としても、当然、考慮する一つの要素になると判断しました。検討委員会でも、そのように判断をされたと思っております。ただ、それが全てなのかというと、やはりこの理由の中にも、校名については数をどう考えるのか、どういうところに着目して名前を決めるんだというあたりで、国際バカロレアのような新しい教育に取り組む学校ならば、やはり新しい教育目標、その取り組みにふさわしい名前がふさわしいのではないかとということと、それから数が多いことを勘案した上で、検討委員会の中においては、1位は高知国際でしたけれども、2位は高知西でした。数を勘案したのは、2位に高知西という名前があったことが、反映しているんじゃないかと思えます。ですから、両方を勘案した上で、検討委員会ではまずそういう判断をされた。それを受けて、教育委員会において、優先順位をつけた検討委員会の判断であり、それから公募の数も考慮した上で、最終的にどう判断するかという中で、高知国際がやはり一番ふさわしいだろうと決めさせていただいたということです。

あと、須崎総合については、当初からお話をさせていただく中で、学校関係者から、両校で話し合いをして決めていきたいとお話がありましたので、それはぜひそう進めてくださいとお願いし、統一して、須崎総合がふさわしいといただいたので、これは内容的にも、工業高校と普通科が一緒になる総合的な学校でふさわしいし、かつ、両校が一致して推す

のであれば、もう当然そういう名前になるだろうと決めさせていただいたということです。

◎橋本委員 須崎総合の場合は、しっかりとお互いが了解の中でそういう校名で落ちついたことはよくわかっています。確かに設置条例の議案として上がってきましたので、議決案件ですが、きのうの高知新聞の中で、ああいう形で言われますと、後は議会が決めるので、議会の責任みたいな感覚に受けとめられている方たくさんいらっしゃると思うんです。だからこの議論をしっかりとしないと、県民の皆さんにきちんと説明できるような場は余りないので、今、こうやって言っているんですけども、先ほど一番最初に言いましたように、総論として、関係者の皆さん、それから高知市の皆さん、それ以外の皆さんは濃淡がかなり違っているのも事実でして、本当に新たな学校を目指そう、そして新たな方向性に踏み出そうとするときには、高知国際というのは非常にいい校名だと思っています。だから、賛成したいと思うんですが、やはり、特にそういう形で思っている県民の皆さんに、きちんと教育委員会として向き合って、先ほどの教育長の説明をぶれずにしっかりとしていくのは、大事なことだろうと申しとおきたいと思います。

◎金岡委員 校名とか、統合校がクローズアップされておりますけれども、こういう国際バカロレア教育を導入するとか、非常に喜ばしいいいことだと思っておりますけれども、中山間地の者にとっては、人が流出する一つの大きな要因に教育があるんです。例えば、嶺北地域から高知市へ子供が進学をする。ですから、素晴らしい学校ができたとして、そちらを目指して、今度は郡部の子供も来るわけです。基礎学力把握検査委託料についても、郡部校なんか関係ないと見れるわけです。勉強したい者は高知市内へ行きなさいという話にもなってしまうわけです。そうしたら、親も一緒について出ていくと、どんどん人口流出が、この教育によって起きてしまうところもあるわけです。そのところの配慮はどう考えておられるんですか。

◎田村教育長 まず、郡部校から高知市内校に吸い寄せられるのではないかということについて、郡部校でしっかりと教育、進路希望をかなえるだけの教育を保障するのが、まずベースとしてあると思います。そのことについて、学校が一生懸命取り組んでいると思っておりますし、それから、特に進学に関して言いますと、いろんな学力差がある中で、個別学習もやはり必要だろうと、インターネットで自学自習できる環境を、特に郡部校においては整えることにも、今年度から取り組んでいます。

それから、高知市内校に引き寄せられるのではないかということに着目して言いますと、高知南中学校・高校と高知西高校が統合することで、入学定員は減少します。高知市内に入ってくる子供の数も、定数としては減ることになりますので、高知市内にこの学校ができることによって、さらに吸い寄せられる話には、数の上ではならないということです。

◎金岡委員 ちょっと反論しますけど、数の上ではなくても選択肢が一つふえるんです。ですから、選択肢がふえることは、流出する子供が多くなると考えてもいいと思いま

す。

それで、進路保障と言われましたけれども、学校めぐりをさせていただきました。授業の差というのは歴然です。高知市内の高校へ行った子供は自己実現ができるかもしれませんが。しかしながら、いろんな理由があって高知市内校へ進学できなかった方は、自己実現ができないことにもなりかねないんです。ですから、きちんとした進路保障ができる体制を、ぜひともこれを機会につくっていただきたい。いかがでしょうか。

◎田村教育長 もちろん、そういうことで取り組まなければならないと思います。一番は、先ほど申し上げましたけれども、ある意味、高知市内校というのが学力層がある程度そろっている学校に、特に進学校についてはそういう形になりますけれども、郡部校においては生徒の学力差はかなりございます。1つの学校の中での学力差がございまして、その学力差のある生徒に対して、適切に指導していくことになります。これは例えば少人数学級であったりとか、極端に言えば個別的な指導も必要になってくることですので、特に郡部校については、そういう観点も入れての学力向上への指導にも取り組んでいくことかと思っています。

◎金岡委員 そういう方向でやっていただきたいんですけど、客観的に見て、明らかに差はあります。私の知ってる限りの範囲ですが、はっきり申し上げて、高知市内の学校へ来てぐんと伸びた子供、やはりいらっしゃいます。非常に優秀だった子供が地元に残ってしまった。なかなか伸び悩んだケースがたくさんあります。ですから、そこら辺も見据えながら、しっかりと今後取り組んでいただきたいと思います。要請しておきます。

◎池脇委員 関連で。高知市内周辺校の問題です。やはり地域におられる方は、地域に残ってもらいたい。ですから、周辺校の進学率をどう高めるかは、やはり非常に重要な課題です。それで、1例を挙げますと、山田高校がことし国公立大学への進学がもう13名決まっています。あと、一般入試で2名が高知大学を受ける予定ですので15名。6クラスあるうち、普通科が4クラス、商業科が2クラスです。普通科4クラスのうち、進学クラスが1クラスで40人です。その中で15名が国公立大学に入るという快挙が山田高校でできた。これは3年計画でしっかりプログラムを組んで、現校長が仕込んできている。山田高校はもともとは2クラスの進学クラスがあったんですが、1クラスになった。それは進学したいという子供が少なくて、山田高校に対して進学の希望者がいない状況であった。しかし、進学校にしていく、そういう意識をつけさせていくという学校側の姿勢と計画性がありますと、こういう結果が出てくるんだと。今、校内等でアンケートもとっていくと、進学をしたいという生徒が倍増しまして、明年度は進学クラスを2クラスに持っていきたいという。郡部の学校で山田高校は衰退しておったんですけども、こういう巻き返しが現実我真剣にやればできる。こういう部分を県教委はしっかりサポートをして、郡部の学校づくりを一方でしっかりやっていかないと、先ほど金岡委員からあった御指摘はなくなりませ

ん。山田高校方式を真正面から研究をして、今後の郡部の学校の対策にどう使えるかぜひ研究していただきたいと思います。

◎高岸高等学校課長 山田高校については非常に今年度成果を上げておるところです。その内容としましては、地域の方々から力を借りたりとか、先ほど教育長が申しましたインターネットツールもうまく活用して、生徒の向上心、進学意欲を高めたりとかございますので、そのあたり県教委はもっと支援をしていきたいと考えております。つけ加えて、先ほど金岡委員が6校だけと御指摘がありましたけれども、他の30校については4月以降実施するようになりますので、平成29年度の当初予算で組んで、郡部校においても同じように学力検査をして、個々の生徒の指導・支援ができるように、県教委として取り組んでおりますので、あわせて回答をさせていただきます。

◎上田（貢）委員 校名に関しましては、この場で何度も御意見もさせていただきましたし、先ほど説明もありましたので、何も言うつもりはないです。ただ、最後に一つ、高知西高等学校、普通科が600人、英語科が240人。進級すれば、国際バカロレアでは20人、20人、20人になるので、圧倒的に普通科の人数が多いわけです。開かれた学校ですので、高知国際が本当にいいのかというところはありましたけれども、検討委員会でも協議会でももう決まりましたので、それはもうやめたいと思います。

ただ1点、今回、校名を守る会から提出されます要望書がありますけれども、先日いただきました拝見しますと、審議の過程で公募結果の詳細な内容が委員の皆さんとか、総務委員会に公表されていないという御指摘がございました。これがその資料ですけれども。校名に対して各委員からも、子供の言葉とか考えは大変貴重なものが出てくるので、子供たちの意見をぜひ聞くようお願いしたいと。どういった年齢層の人たちが応募してくれるのかを知ることが大事であり、今後の学校経営に生かしていける、県民を含め多くの方々の意見を聞くべきなどの公募にかかる期待や思いを述べていました。また、応募数も、これまでの全国の公募の結果を見ても、多いところでも3,300件。今回の8,696件が、まさにもう前例のないとんでもない数だったということ。さらには、先ほども申しました公募結果について希望したデータの一つには、10代、中学生、高校生の内訳とか特徴とかも一つあったかに思います。そういった意味でも、今回のこの資料はやはり委員や、我々に提出するにあってしかるべきではなかったかと思うんですが。その点について。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 先ほど上田委員から御質問ありました点について、確かに非公式の場で高知西高校の関係者から、公表資料とは別の地域別、市町村別の分析結果、それから年齢別の分析結果を公表してほしいと御要望はございました。ただ、会議の公式の場での発言ではございませんでした。それから、検討委員会の委員からも、特に要望もなかったこともありまして、あえて、分析結果を公表するまでの必要性はないと判断させていただいたところですが。なお、検討委員会の委員には、校名候補の決定前に

は参考としまして、先ほど申しました分析結果の資料はお渡ししているところです。

◎上田（貢）委員 この資料も公表したからといって、結果が変わるとか、隠す必要もなかったと思うんです。全国からすごく注目される中で、こういうことだけ捉えられて、そういうやり方はどうなんですかということになりますので、今後はオープンにするとか慎重に対応するべきじゃないかと思います。余りいろいろしつこくはもう言いませんけれども、ノーサイドといいますか、今後はお互い、本当に子供のために未来志向で、いい学校づくりができますようによろしくお願い申しあげたいと思います。

◎米田委員 県民の皆さんからの資料提供要望についてはやはり閉鎖的な対応ではなくて、何ら個人のプライバシーにかかわる問題でなくオープンにしたらい資料なので、そういう要請があれば、きちんと誠意をもって対応するように当初からしておくべきだったと思っております。

それで、一つ聞きたいのは、国際バカロレアの認定を受けるために準備を進めているわけですが、どういう体制をとって進めているのかということと、2021年4月までに正式認定を目指す旨と答弁されていますが、どういう体制で、またその見通しはどうか。

◎田村教育長 資料について公表すべきではなかったかというお話ですけれども、そもそもベースとなる候補名であり、それに対してどれだけの人数の応募があったかは公表させていただいてるんです。これはこの場でも御説明させていただいてますし、検討委員会の場でも皆さんにお配りもして、公表していることとして、さらにそういったものと非公式の場でお話はいただきましたけれども、別に公式の場でそういう御要請があったわけではないということです。高知南高校と高知西高校の関係者は、意見が全く対立してるわけです。そういう中で、片一方の関係者からの細かな資料要望を我々が受けて、それに対応する必要があるのかについて、そこまでの必要性はないのではないかとという考え方で、あえて公式の場では配らなかつたということです。ただし、御参考までに委員にはお配りさせていただいたということです。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 国際バカロレアに向けた準備についての御質問がございました。非常にレベルの高い国際バカロレアに向けて、まずは教員養成が大事だと考えております。そこに向けまして、IBOという国際バカロレア機構主催のワークショップがございます。まずはそれを教員が受けることを進めております。それから、既に国際バカロレアの認定校となっております学校が公立で東京都にございますが、そこに教員を派遣しまして2年間の研修を受けて、既に1名帰ってきております。現在も4名研修に行っております。そういった教員が核となりまして、今後、教員養成を進めていきたいと思っております。それから、教育センターに通称IBチームという研究生を配置しておりまして、そこで国際バカロレアのカリキュラム、年間指導計画を準備しております。そういった準備を進めながら、平成30年4月の開校にスタートが切れるように進めていき

いと思っております。

それから、国際バカロレアの認定見通し、まずは中学校がMYP、ミドル・イヤーズ・プログラムの認定を受ける必要がございます。その認定を受けられるのが、生徒のおりまず平成30年4月で、それに向けた登録をしている段階です。その後、準備校という段階を経て、認定を受ける必要がございます。国際バカロレアの認定申請を行ったところで認定を受けられなかったところはないと聞いておりますので、認定を受けられるように指導を受けながら、中身を充実させて、認定に向けて進めていきたいと思っております。

◎米田委員 校名のこの条例のことですけど、うちはもともと統廃合不可で反対してきましたし、統合になった時点では、学校の目的・特徴とか、位置とか、県民、関係者の愛着とか、いろいろ総合的に考えたらいいんですけど、やはり学校は、名は体を表すではないんですけど、中身をあらわさなければいけないということで、順当に高知国際になったと思うんです。私たちが統合に反対したのと、もともと国際バカロレア構想に対して、本当に今、高知県の子供たち、親たちが望んでいる教育内容なのかという根底の議論をずっとしてきて、その立場から予算の修正もしてきたわけです。東洋経済の雑誌に、国連開発計画で活躍されている大崎麻子さんの子供が受験して卒業してという記事が掲載されていますけど、確かに国際バカロレアも全人教育的な、非常に良い面もあります。しかし、そういうところを受験し認定されたりしている子供たちは、本当に家庭が落ちついてお金もあり、よく面倒も見られるいわゆるエリート教育に近い分野なんです。そのことを思ったときに、今、国公立でまだ2校しか指定も認定もされてないところに、高知県が研修に何人も送り込んで、人も金も特別に注ぎ込んでいいかということが根底としてずっとあるわけで、今回、正式に学校名と合わせて国際バカロレアに進んでいくということですので、改めて、私たちは、高知国際という名称、中身に同意できない。しかも今、確かにグローバル化、グローバル教育と言われてはいますが、教育というのは世界に通用する人格の形成なんです。グローバルというのはもともと多国籍用、国の経済活動の流れの中でのことを言われているわけで、本当に一人一人の人格発達が保障される、そういう形成を行うのが教育ですから。そういう考え方だけでは、産業に教育が従属されると強く思っていますので、そのことも指摘して、一応意見として表明しておきます。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 一つは本県に望まれている教育なのかという点です。直接の御回答にならないかもしれませんが、本年度、国際バカロレアに向けた体験教室を2回、またこの12月に3回目を開催する予定です。その1回目、できるだけ多くの人数をとということで、小学5年生対象の生徒80名、保護者80名で募集しましたところ、定員を大幅に上回る申し込みがございました。それを受けまして、2回目も開催することで、80名が多過ぎたところがございます。先着30名でやりましたところ、10分ですぐいっぱいになり、苦情もあったことを受けて、この12月に3回目をやることにしております。

す。それについても、定員 30 名に倍以上の申し込みがあり、非常に県民の関心が高いのではないかと考えております。

それから、お金持ちのエリート教育ではないかという点については、現在は、都立と公立で 2 校です。それ以外は私立、インターナショナルスクールです。確かに私立は学費は高いと聞いておりますが、公立であるからこそ、授業料はかからずに、その他の教材費はかかりますが、それは比較しましたところ、現在の県内の進学校と比較しても大差ないとデータも出ております。高知県の子供たちにとって進路選択の幅を広げていく一つの夢のある学校にしたいと思っております。

◎米田委員　しかし、そういうことを言いながら、県民合意のない中で強引に統合したわけですから、高知西高校の皆さんみたいに校名を残してくださいという矛盾が出てきたわけです。そういうこともある中で進めていることも、やはり問題だと思うんです。どうしても意見が違うので、言っておきます。

◎三石委員　校名決定の件については重複しますから、述べません。

立派なパンフレットもできていますし、2つの統合スケジュールもきちんと計画も立てられていますけど、絵に描いた餅になってはいけないと思うんです。須崎総合にしても高知国際にしてもどういう人材を育てる学校なのか、生徒、保護者、教員にきちんと浸透していかなければならないと思うんです。時間が随分あるんですけれども、どういう形で浸透させていく予定ですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長　先ほど申しました一つは、現在は体験ワークショップも活用しておりますが、それ以外では、こういった学校パンフレットとか、今後 2 月に学校説明会の開催を予定しております。そこで、具体的にどういったカリキュラムを行うのか、教育目標とか教育内容をまずは御説明したいと思います。来年度にかけましても、そういった説明会を複数回、県内各地で開催することで、より PR を拡大していきたいと考えております。

◎高橋委員　我々、県民の会でも校名については議論をしました。それできょう、橋本委員からも大体お話もされたんですが、今回、私の自宅にも何人か電話がありました。基本的には、高知西高校という名前がなくなるわけです。先ほど米田委員も言われたように、高知南中学校・高校と高知西高校が統合する折に、いろんな話題で随分ともめた中で、やはり県民あるいは卒業生に公募をすれば、こんな結果になるのは大体想像できたと思うんです。数カ月前に、この校名の数が新聞で公表されたことがあったじゃないですか。あれを見て、「あっ、これで高知西高校で決まりだな」と思ったのよ。決算特別委員会のときに、上田委員も一度、教育長にその話をされたと思うんですが、まさかこんな結果になるとは思っていなかったんです。国際という名前はいいと思うんです。高知国際という名前ですごくいい名前がついた。しかし、公募をとるときに、例えばユニークな名前であったり、

全国のいろんな人におもしろい名前とかを期待するのであれば、公募もよかったかもしれないけど、今回のようなもう高知西か高知南か高知国際か、こんな中でやはり手法として、県民あるいは卒業生に問うたことが間違い。

それともう一つは、いろんなプロセスがあって決まっても、「決まったなど、仕方ないなど、いい名前になったな」ということで、県民がみんな納得すればいいんだけど。高知西高校のOBにしてみたら、何十年も続いた学校の名前がなくなるわけです。教育長、これは遺恨が残ります。旧吾北村の役場に行っていた70歳近い方から電話があって、本当に怒り心頭。その人たちのお話を聞いて、やはりきょうの委員会で代弁をするつもりはないけど、何か発言をしてね。きょうも岡崎会長もおいでしているけど、随分と心頭が皆さんあります。やはり今回の校名を決めていく一つの手法を専門委員に任してくださいという話でしっかり食い切っておったら、県民はそんなに期待しませんけど。応募数が八千幾らの中で七千幾らが高知西高校に応募してそのために決まらなかったら、民意も何もないじゃない。それと、高知新聞の「読者のひろば」の記事のコピーもいただいた。新校名に強烈な違和感とか、こんなに読者のひろばに書くということは、よほどのいろんな思いがある。こういう選択をしたことに、教育委員会の全体を見据えた一つの手法に誤りがあったと思う。それと、遺恨というか残念さというのが、これが数カ月すればなくなるものならいいけど、もともとあった自分の母校の名前がなくなるわけで、その方が生きている限り、忘れません。

それぞれにいろいろな思いがあると思うので教育長にそのことの意味を聞くつもりはない。高知西高校と書いた七千数百人の方々の思いは、そういった思いの方がたくさんおられることを申し上げておきたいと思います。

◎田村教育長 答弁は要らないということですがけれども、おっしゃるように、高知西高校の関係者の皆さんの思いは、我々としても本当にひしひしと受けとめました。それは教育委員だけでなく検討委員会の委員も十分受けとめて、痛い思いで我々も受けとめたつもりです。ですから、最終的な判断をする際に、我々としても非常に悩んだことです。

あと、公募することが間違っていたのではないかということなんですけれども、そもそも出発のスタートとして、学校関係者とともに県民の意見も聞いた上で決定する、そういう方向性はもう出してましたので、県民の意見をどういう形で聞くかについては、いろんな方法があると思うんですけれども、やはり幅広く聞く意味とか、他県の事例も見ても、意見を聞く方法としては、公募という方法がほとんどとられていることを見れば、やはり意見を聞く方法としては、公募という方法が1番スタンダードであり、適切ではないかということで、検討委員会の皆様が判断をされて、公募したと思っていますので、適切な方法ではなかったかと思っています。

数の件については、確かにあれだけの数が高知西高校という名前を推しているのにと

う思いはわかります。わかりますけれども、それはもともと、繰り返しになりますけれども、数で決めるのではありませんとお断りをした上で、数についても一定の考慮した上で、いろんな要素を総合的に判断した上で決めさせていただいたことなので、もうそこは御理解をいただきたいと思っています。おっしゃるように、高知西高校という名前がなくなることについての高知西高校の関係者の皆様の思いは、我々も本当に受けとめて、これから対応しなければならないと思っていますし、そういった方々も含めて、新しい学校がまた御協力もいただける形に持っていかなければならない、御理解をいただく努力もしないといけないと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

◎**横山委員** 新しい学校ができることにおいて、やはり遺恨が残ることがあってはならないと思っておりますし、そうならないと信ずる者の1人です。私の選挙区の吾川郡におきますと、高知仁淀高校はもうなくなっています。そして高知追手前高校吾北分校も、毎年、学生を確保することに対して大変苦勞もしている。やはり中山間地域においては、そのような大変な学校もある。一方、高知西高校、高知南中学校・高校のOBの方、在校生また保護者の方は、本当にこの高知県を支える重要な皆様方でもありますし、その皆様の思いも、我々もこれから酌んでいかなければいけない、またその責任を果たすことが、新たな学校を磨き上げていくことなのではないかと思っております。新しくなっても、やはりどこかで歴史と伝統、高知西高校の伝統、そして比較的新しくあったけれど、高知南中学校・高校のよさもどこかでまた残していける、また心の中にでも刻んでいけるような教育行政であってもらいたいと思っておりますので、これは私の意見でございます。

◎**桑名委員長** まだ議決を経ておりませんので決まっておりますけれども、本当に先ほど横山委員が言いましたように、高知南中学校・高校は校舎がなくなる、学校がなくなる。高知西高校の皆さんは名前が変わること。そしてまた郡部校の思いもある。いろんな思いがこの次の新しい学校にはかかっていきます。この人たちに対して本当にこの学校をつくってよかったと思ってもらえるようにやらなければならない。その重い責任をこれから背負っていかなければならないと思っております。どうか、この新しい学校は議決を経たら、しっかりそういった思いを持ちながら、つくっていただきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎**桑名委員長** 次に、特別支援教育課を行います。

◎**橋本特別支援教育課長** 特別支援教育課の補正予算について御説明をさせていただきます。資料ナンバー②、平成28年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の192ページをお開きください。

今回の補正予算は、高知県立高知若草養護学校のスクールバスの運行委託料について、債務負担行為により必要経費を計上させていただくものです。高知若草養護学校では児童

生徒の通学に対する支援としまして、県有のリフトつきバスによるスクールバスを4コース運行し、民間業者にその運行業務を委託しております。委託にはバスの運転業務だけではなく、利用する肢体不自由の児童生徒のバスの乗りおりや、車中での介助などを行う介助員も含まれております。その方々には児童生徒が安全に利用できるよう、乗降用のリフトなどの機器類の使用や車いすの固定方法などになれていただくことや、運行中に車内で児童生徒の体調管理や安全の確保などを行っていただくため、障害についての理解や介助業務に関する知識や経験が必要となっております。こうした人材を民間業者が雇用し教育を行うなど、安全なスクールバスの運行に向けての準備期間を十分に確保することや、契約期間を平成29年度から平成31年度までの3カ年とすることによりまして、より多くの業者に参入していただくことができ、競争原理が働くと考えております。そのため、補正予算成立後の早い時期に入札、契約ができるよう準備に入りたいと考えておりますので、今議会におきまして運行委託料を債務負担でお願いするものです。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、来週行いたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(異義なし)

◎桑名委員長 それでは、以後の日程については、19日の午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれにて閉会といたします。

(16時49分閉会)